

武蔵野市第四期長期計画

(平成 17 年度～26 年度)

討 議 要 綱

文書による意見を提出される市民または職員は、4 月 16 日（金）までに下記へ提出してください。

(提出先) 〒180-8777

武蔵野市緑町 2-2-28 武蔵野市役所企画調整課気付

武蔵野市第四期基本構想・長期計画策定委員会

E-mailー SEC-KIKAKU@city.musashino.tokyo.jp

平成 16 年 2 月

武蔵野市第四期基本構想・長期計画策定委員会

目 次

I	第四期基本構想・長期計画の策定スケジュール	3
1	策定スケジュールについて	3
2	ローリングスケジュールについて	5
II	第三期長期計画の実績と評価	6
III	第二次調整計画の実績と評価	9
1	優先事業の実績と評価	9
2	個別事業の実績と評価	12
3	総合評価	27
IV	市政を取り巻く状況の変化	29
(1)	安全・安心に対するニーズの高まり	29
(2)	高度情報化の進展	29
(3)	市民活動・NPO活動の活発化	30
(4)	子どもを取り巻く環境の変化	30
(5)	実行段階に入った地方分権	31
(6)	深刻化する環境問題への対応	32
V	計画策定の基本的な考え方	33
1	はじめに	33
(1)	討議要綱の目的	33
(2)	人的サービスの質と倫理性	33
2	持続可能な市政運営に向けて	34
(1)	行財政規律	34
(2)	市政の生産性	36
(3)	市民参加からパートナーシップへ	36
3	市民生活の安全	37
(1)	リスクマネジメント	37
(2)	まちづくり政策と安全問題	38
(3)	防災センターの建設	38
4	健康・福祉	38
(1)	介護サービスのあり方と質の向上	38
(2)	高齢者・障害者への支援	39

(3) 健康維持・増進、介護予防	39
5 子育て・教育	40
(1) 家族の役割	40
(2) 個人の自立	40
(3) 言語と教育	41
(4) 持続可能な社会を目指して	41
6 市民・コミュニティ・広域協力	41
(1) コミュニティ	41
(2) 男女の「家族的責任」	42
(3) 広域行政	42
(4) 交流事業	42
7 環境・都市基盤	43
(1) 環境形成とまちづくり推進の視点	43
(2) 緑の回復	44
(3) 吉祥寺新時代	44
(4) 武蔵境のまちづくり	45
VI 分野別検討課題	46
1 健康・福祉	46
2 子ども・教育	48
3 環境・市民生活	49
4 都市基盤	52
5 行・財政	55
VII 財政計画の指針	57

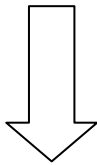
I 第四期基本構想・長期計画の策定スケジュール

武蔵野市では、昭和 46 年以来、市民参加により「基本構想・長期計画」を策定し、市政の計画的運営を図ってきました。来年度で「第三期基本構想・長期計画」の計画期間が終了するため、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間を計画期間とする「第四期基本構想・長期計画」を策定します。

1 策定スケジュールについて

(1) 平成 15 年 9 月 29 日に、第四期基本構想・長期計画策定委員会が市長から委嘱を受けて発足し、第四期基本構想・長期計画の策定作業を開始しました。

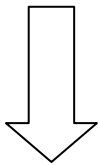
(2) 第四期基本構想・長期計画の策定にあたっては、これまでの基本構想・長期計画策定において取られた手順、まず長期計画案の作成を先行させ、後にその骨子を基本構想案としてまとめる手法を継承します。



- ・市民委員会・各種懇談会等報告
- ・市民意識調査、市政アンケート
- ・庁内ヒアリング
- ・地域生活環境指標、タウンウォッチング報告等

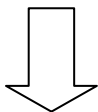
(3) この『討議要綱』は、これまでの庁内ヒアリング、市民委員会・各種懇談会等からの意見などをもとに、第三期長期計画の実績評価や今後取り組むべき課題など、第四期長期計画策定に向けて討議すべき素材を本策定委員会がとりまとめたものです。

(4) この『討議要綱』に基づき、市議会全員協議会による協議、そして 4 月には分野別の市民団体ヒアリングを開くなど、広く意見を求めた上で、「第四期長期計画案」を起草します。



- ・市議会全員協議会
- ・分野別団体ヒアリング
- ・市民、職員意見
- ・テーマ別市民会議、サラリーマン会議報告等

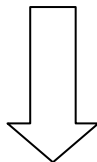
(5) 「第四期長期計画案」ができましたら、改めて市議会全員協議会、地区別の市民ヒアリングを開いて、さらに意見をお聞きすることになります。



- ・市議会全員協議会
- ・地区別市民ヒアリング
- ・市民、職員意見

(6) 上のような手続きを経て、本年 9 月には「第四期基本構想・長期計画」最終案を策定する予定です。

(7) 地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされており、策定された「第四期基本構想(案)」を、市長案として市議会に上程します。



・ 第3回市議会定例会上程、特別委員会付託

(特別委員会審査)

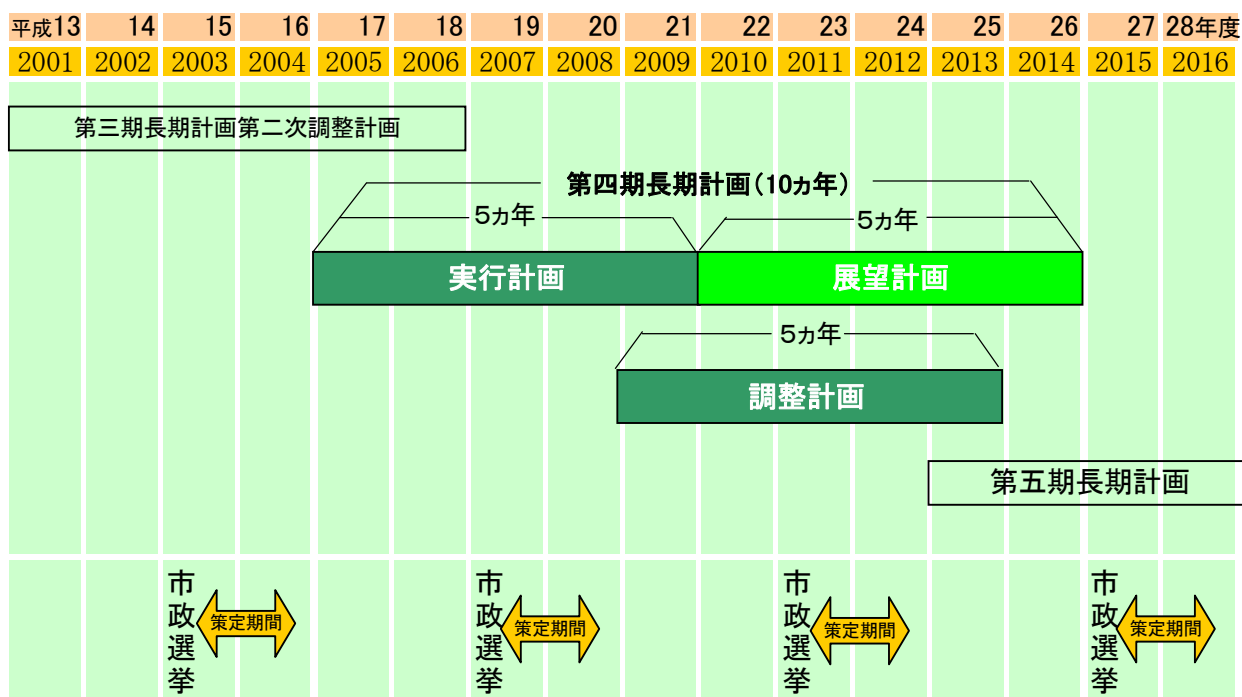
(8) 「第四期基本構想」議決。「長期計画」決定。

2 ローリングスケジュールについて

「第二期基本構想・長期計画」以降、12年（第一期は10年）毎に「基本構想・長期計画」を策定するとともに、計画策定時に予測し得なかったような新たな市政の課題に対応し、長期計画の実効性を保つため、4年ごとに調整計画を策定し計画を改定するローリング方式を採用してきました。今回は、4回目の長期計画の策定にあたります。

本計画は、長期間を見通した計画を策定するわけですが、近年の市政を取り巻く環境の変化は著しく、12年にわたる計画策定は、実効性の低下を招きかねません。また、市民の代表である議会の議決を12年に一度しか経ていませんでした。

このことから、市民の意向を反映した、より実効性の高い計画策定を行って行くため、計画期間を12年（基本構想議決12年毎）から、10年（基本構想議決8年毎）に変更します。また、計画期間中の行政課題の変化に対応するとともに、市政選挙によって選ばれた市長により計画が作成できるよう、従来同様に4年後には、調整計画を作成することとします。



Ⅱ 第三期長期計画の実績と評価

(1) 地域ふれあいまちづくり

市では高齢者・障害者が生きがいを持って暮らせる地域社会を築いていくため、計画的に高齢者や障害者に対する施設整備、人材の育成、保健・医療・福祉の連携、交通体系の整備等の施策を推進してきました。

高齢者総合センター、障害者総合センターを開設しましたが、これらの施設は、多くの高齢者や障害者の仲間づくり、社会参加の活動拠点として活用されています。

また、在宅介護支援センター5カ所を整備して、介護に関する様々な相談や、保健・福祉サービスに関する情報提供、総合調整を行っています。自宅で生活することが困難な高齢者等に対して、市内に特別養護老人ホーム4カ所を整備するとともに老人保健施設等の整備も着実に進めています。

平成12年度から介護保険制度が導入されましたが、市では独自の介護保険居宅サービス利用促進助成事業の実施をはじめ、利用者からの相談や苦情に迅速に対応するサービス相談調整専門員を配置するなど、同制度の円滑な運営に努めています。

平成11年より地域の人材や組織の「共助」により運営される「テンミリオンハウス」を5カ所開設し、地域のニーズに応じたミニデイサービス等の事業を展開しています。

また、平成12年度に地域の商店主等の協力による「レモンキャブ」が運行を開始しました。「ムーバス」とともに、高齢者、障害者の移動の足として利用者がますます増加しています。

平成15年には地域の力でひとり暮らし高齢

者を見守り、声かけ活動等を行う「安心助け合いネットワーク事業」を開始し、市内全地域への展開を進めています。

「ムーバス」は現在4系統にまで路線を増やすとともに、市内3駅へのエスカレーター設置や歩道の段差解消に取り組むなど、高齢者や障害者が安心して外出できる環境を整備しています。また、平成15年には武蔵野市交通バリアフリー基本構想を策定し、すべての人にやさしいまちづくりに取り組んでいます。

(2) 子どもがいきいき育つまちづくり

子どもを取り巻く環境が変化する中で、自然体験活動の充実や、子育て家庭への支援を行うことによって、子どもの生きる力を育み、また安心して産み育てることのできる環境を整備してきました。

セカンドスクールは、平成7年度に試行から本格実施に移行し、学びながら自然体験や集団生活などを行うことによって、子どもたちの自主性や協調性を養うと同時に、生きる力（自ら考え判断し、問題を解決して道を切り開いていける力）を育てています。平成15年度からは、小学校4年生を対象にしたプレセカンドスクールの試行も始めました。

保育事業に関しては、保育時間の延長や乳児定数の増加、産休明け保育の拡大など、保育ニーズの多様化に対応してきました。また、一時保育を中心とした子育て支援を行う「こどもテンミリオンハウスあおば」も開設しました。さらに、家庭保育への支援策としては、2番目の0123施設「0123はらっぱ」を開設し、育児を通じた親同士の交流の場を

提供し好評を得ています。

平成 14 年度から完全学校週 5 日制が実施されたことに伴い、「地域子ども館・あそべえ」を順次開設しています。ここでは余暇活動の充実とともに子ども同士の仲間づくりや、異年齢児との交流が行われています。また、「土曜学校」を開設し、学校の授業にはない様々な体験を通して、子どもたちの生きる力を育むため、様々なプログラムを展開しています。

また、平成16年2月には、市内外の専門機関とネットワークを構築し、相談事業や子育て講座の開催等、児童虐待の防止や子育て家庭への支援を行う「子育てSOS支援センター」を設置しました。

(3) 快適環境まちづくり

地球環境・資源を保全し、次世代へ引き継いでいくためには、自治体のみならず市民一人ひとりが環境に負荷をかけない循環型社会を目指していくことが必要です。このような視点から幅広い環境施策を進めてきました。

平成 11 年に環境保全の基本理念を定めた「環境基本条例」を制定するとともに、市が率先して環境負荷の少ない地域づくりを推進するために環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得しました。また、桜堤団地の生ごみ資源化事業、小学校への太陽光発電設備の設置や一般住宅への太陽光発電設備設置費助成事業、三多摩地域廃棄物広域処分組合において準備中の焼却灰のエコセメント化事業など資源循環型社会への転換に向けた新たな取り組みも開始しました。

自然や緑の保全に関しては、吉祥寺西公園をはじめ、公園の新設・拡充や緑化指導、接道緑化への助成など緑化の推進が実を結び、

低下し続けてきた緑被率が上昇し始めています。水辺空間の整備や生態系の回復に向けて、公園・小学校へビオトープを設置するとともに、仙川を親水化する水辺環境整備事業を実施しています。さらに多摩地域の森林の保全と活用を図るため、「二俣尾・武蔵野市民の森」を開設し、子どもたちの体験教育等を行っています。

また近年、安全への関心の高まりに伴い、平成 14 年度から吉祥寺駅周辺のつきまとい勧誘行為等を防止する指導員（ブルーキャップ）を配置すると同時に、市内安全パトロールを行う通称ホワイトイーグルの運用を開始し、安全・安心で快適に暮らしていけるまちづくりに取り組んでいます。

(4) 広域協力まちづくり

武蔵野市のような消費型の都市は生産地と提携しなければ自立できません。すなわち「都市は単立できない」を理念として、本市は自然豊かな 8 つの姉妹友好都市と相互にネットワークを組み、お互いの個性や特徴を生かした実質的な交流を積み重ねています。平成 13 年には消費型の都市と生産地が力を合わせ、姉妹友好都市アンテナショップ「まわら帽子」を吉祥寺に開設しました。自然に恵まれた農山漁村で行っている小中学生のセカンドスクールの充実、鳥取県等で行った家族ふれあい自然体験事業の展開、災害時の相互援助協定の締結など、多くの市町村のご協力をいただき先進的な施策を展開しました。

一方、近隣の三鷹市、小金井市、西東京市とは四市行政連絡協議会を構成し、情報交換を行い、ガイドマップを発行して公共施設の相互利用を進めるなど、四市市民の利便性の向上に努めています。また、JR 中央線の連

続立体交差事業は、平成 15 年 9 月に上り線の仮線切換工事を終了するなど三鷹・立川間の早期完成に向けて、沿線各市と協力しながら推進しています。

(5) 情報交流まちづくり

市民に信頼される行政を推進するためには、市政情報の提供や公開は最も重要な要素です。その際には市民にとって必要な情報が必要な時に手に入り、また自らの個人情報を不当に侵害されないことが基本となります。IT の発達に伴い、市民への広報は、市報等の印刷物に加え、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、インターネットを活用したホームページやメールマガジン等と情報提供手段が飛躍的に拡大しました。これにより、市政や地域のきめ細かい情報をだれもが簡単に入手できるようになりました。また、市の情報公開条例は多くの自治体に先駆けて制定した実績がありますが、社会情勢等の変化に適応させるため、平成 12 年度に情報公開条例と個人情報保護条例を併せて改正し、法的な体制を整えました。

また、広聴については、従来から市政アンケート、市民意識調査、市長と語る会、市長への手紙など、積極的に市民の声を聴いて市政へ反映させる仕組みを設けてきました。平成 13 年度には、地域のイベント情報の収集、市民の情報交換や意見交換が行える場として、インターネット上に地域情報システムを開設し、電子会議室や電子掲示板を設けました。また、コミュニティネットワークとしてコミュニティセンター間のネットワークの整備を進めています。市民と行政、市民同士を双方向で結ぶコミュニケーション環境は、次第に整いつつあります。

(6) 「市民のふるさと」まちづくり

春の武蔵野桜まつりや東京国際スリーデーマーチ、秋の市民大運動会や青空市など、市民が武蔵野市をふるさととして体感できる事業が定着してきています。また、市民の主体的な地域活動を支援するとともに、吉祥寺美術館や松露庵（茶室）、商工会館内の地域情報コーナーを開設しました。また、従来は教育施設として活用されていた富士高原学園を富士高原ファミリーロッジに改称し、市民施設としてリニューアルしました。

市民活動の支援としては、平成 14 年に新たな「武蔵野市コミュニティ条例」を施行しました。この条例により市民が自らの手でコミュニティづくりをする際の目的別コミュニティや電子コミュニティへの支援をはじめ、だれもが参加できるコミュニティを目指すための第三者評価として、評価委員会による各コミュニティ協議会の評価を開始しました。また、従来「公」としての市がもっぱら担っていた公共的課題への対応や公共サービスの提供を NPO やボランティアグループなどと分担することによって、「テンミリオンハウス」の運営、木の花小路公園などの公園管理、自主防災組織の運営といった様々な分野で市民参加の裾野が広がり、市民の新たな「ふるさと意識」の発露ともいえるべき市民と行政との協働が実現しつつあります。

Ⅲ 第二次調整計画の実績と評価

1 優先事業の実績と評価

(1) 高齢者福祉の推進

高齢者福祉の理念は、一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域でその人らしく、できるだけ自立した生活を楽しんで送ることができるよう「自立支援・促進型福祉」を推進していくことにあります。

平成 12 年度から介護保険制度が施行されたことを契機に、市はそれまでの行政の措置に基づく高齢者福祉サービスの体系を根本的に組み替えると同時に、高齢者福祉全体の中で介護保険制度が担う役割を明確にするため、次のように対応しました。

1) 介護保険導入に伴う課題とその対応

介護保険導入の前提となる施設及び在宅サービスを提供するための基盤整備については、ゴールドプラン 21 の目標値を達成しつつあります。平成 15 年 3 月に策定した高齢者保健福祉計画では、目標値を介護保険サービスの整備状況と見合った形で設定しました。

利用者がサービス提供事業者を選択する際に役立つよう、各事業者が提供するサービスの種類や内容を「高齢者サービスの手引き」、市報、ホームページに掲載しました。

また、介護保険制度では利用者と事業者が直接契約を結ぶため、両者の間にトラブルが発生することが予想されました。そこで、市にサービス相談調整専門員を配置し、苦情対応・サービスの調整、サービス事業者の育成を一体的に推進しました。

さらに、サービスの質の向上を図るため、平成 14 年 6 月に、市に「武蔵野市高齢者保健福祉サービス評価推進委員会」を設置し、第三者評価の普及促進に取り組んでいます。これを受けて武蔵野市民社会福祉協議会が「サービス評価委員会」を設置し、評価の実施体制や公表の仕組みを作るとともに、実施機関としてサービス評価を開始しました。

福祉公社では、「権利擁護センター」を設置し、相談及び調整、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービス、成年後見制度の利用援助を行っています。また、市では、契約を交わす判断能力が不十分で、かつ身寄りのない方の後見人を決められるよう、市長が裁判所に対し審判の申立てを行うことができる手続き等を規定した「成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱」を定めました。

施設サービスでは、特別養護老人ホームに対する施設整備費補助を継続するとともに、看護職員配置等の人員を確保するための支援を行い、介護保険制度への移行後も、質の高いサービスを提供しています。

2) 「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者計画」の一体的な見直し

平成 13 年度に改定した武蔵野市地域福祉計画を受け、平成 14 年度に高齢者保健福祉計画・障害者計画・介護保険事業計画を「福祉三計画」として策定しました。

介護保険事業計画では、介護保険利用者の負担を軽減し、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションの居宅サービスの利用を促

進するため、利用料の助成事業を継続することとしています。介護給付費の増大を考慮しながら本事業を進めていく必要があります。

3) 介護保険制度見直しのための情報発信

市では、利用者に最も身近な地方自治体の立場から、国に対して介護保険制度や公的介護のあり方について、問題提起や提言を継続して行っています。

平成 13 年 11 月に「介護保険フォーラム in 武蔵野」を開催し、制度施行後 1 年間の検証と提言を行いました。

平成 15 年には、介護保険制度が抱える問題点の改善策と、抜本的な制度改革の必要性を「介護保険制度見直しに向けた武蔵野市からの提言」としてまとめ、厚生労働省に提出しました。

(2) 子ども施策の推進一心・体、家族

0 1 2 3 施設においては、親同士の交流・学習の場として、親子遊び講座・お話の会・手作りおもちゃの会等「つどい事業」を実施し、好評を得ています。また、平成 16 年 2 月には児童虐待防止や子育て支援ネットワークの核となる「子育て SOS 支援センター」を設置しました。平成 13 年度には、「こどもテンミリオンハウスあおば」の開設や病後児保育事業などを実施し、多様化する保育ニーズに対応する施策の充実に努めています。

子どもたちの発育や発達にとって重要な食習慣については、「子どもの食環境研究会」を設置し、子どもの食の現況調査や啓発を行っています。

学校教育では、少人数指導・習熟度別指導などを充実するとともに、社会性を育む取り組みとして、働くことの尊さや意義を学ぶ職場体験やランチルームなどを利用した地域の

高齢者との世代間交流などの事業を行い、効果を上げています。また、セカンドスクールについては、新たに平成 15 年度より小学校 4 年生を対象としたプレセカンドスクールの試行を開始しました。

さらに、平成 14 年度からの完全学校週 5 日制への対応として、「ひらめく かんじろ かんがえる 楽しい学び舎土曜学校」を開始するとともに、放課後・土曜日・長期休業中に地域の子ども同士が交流できる安全な居場所として、「地域子ども館・あそべえ」を小学校 9 校に開設しました。全児童対策として私立、国立の小学校などに通う児童も対象とし、利用者も増えています。平成 17 年 4 月には市内全小学校での開設を予定しています。

自然とのふれあいや生命の大切さを実感する新たな事業として、「親子棚田体験」「鳥取県家族ふれあい長期自然体験」を実施し、多くの親子の参加がありました。

(3) 武蔵境のまちづくりの推進

三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成 22 年度を目途として事業が進められており、エレベーター・エスカレーターも設置された武蔵境駅仮駅舎が完成しました。現在、武蔵境駅周辺環境整備基本計画を策定し、JR の駅舎設計と連携して、駅舎に附属する連続施設の基本設計に着手しています。また、連続立体交差事業に合わせてまちの南北一体化を図るため、都市計画道路や区画道路などの整備を進めています。

JR 中央線の連続立体交差事業に伴う仮線への移行に際し、様々な問題が発生しましたが、都や JR に対し今後の安全確保等に関する要望などを積極的に行いました。

農水省食糧倉庫跡地に建設する施設につい

ては、「知的創造拠点」としての整備という新公共施設基本計画策定委員会の答申を受け、建設基本計画の策定とそれに続く基本設計の準備を進めています。

仙川を親水化する仙川リメイクは、桜堤団地建て替え区域内の約450mが完了しました。

桜堤団地の建て替えについては、平成15年度末には第二期工事が完成します。

(4) 吉祥寺新時代にむけて

吉祥寺圏は、特徴を持った4つのゾーンごとに整備を進めてきました。

セントラル吉祥寺では、地域情報コーナーを併設した商工会館が平成13年度にオープンしました。また、平成16年春の完成に向けてサンロードのアーケード架け替え等が進んでいます。

イースト吉祥寺では、地域の活性化と文化発信を目的として市政センター跡地でシアター建設を進めるとともに、区画道路の整備などを実施しています。

ウエスト吉祥寺は、来街者などに人気のエリアとして定着しています。市では道路をブロック舗装にするなどのグレードアップを進めています。外務省精励会跡地には市民の要望に基づいて、防災機能をあわせ持つ吉祥寺西公園を開設しました。

パーク吉祥寺では、南口駅前暫定広場を都市計画決定し、用地買収を進める一方、引き続き井の頭公園へのアクセス道路の整備を進めています。

また、これら4つのゾーンを有機的に結び、来街者の回遊性を高める検討を進めるとともに、京王線吉祥寺駅に下りエスカレーターを設置して、バリアフリー化などを進めています。

なお、平成15年度中には吉祥寺の将来像を構想する「吉祥寺グランドデザイン委員会（仮称）」を設置し、ハード・ソフト両面からまちづくりの方向性を総合的に検討していく予定です。吉祥寺は、昭和39年に駅周辺の主要な都市計画決定がなされ、その後大型店の誘致、東部地区環境浄化活動、北口駅前広場開設、違法駐車防止条例の施行など、生活核都市として機能を果たすために必要なまちづくりが行われてきました。このような従来のもちづくりを踏まえた、目指すべき吉祥寺像について、今後議論を深めていく予定です。

(5) 地域で取り組む環境施策と緑化の推進

これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継ぐため、地域から取り組む地球環境施策を推進しています。

1) 環境・ごみ問題への取り組みの強化

地球温暖化防止対策として、自治体自らが地域から行動を起こすため、武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して温室ガス発生量の抑制に取り組みました。

また、公共施設へ新エネルギーシステムを積極的に導入するとともに、住宅に太陽光発電設備を設置する市民への助成制度を創設しました。

ごみ問題については、市民・事業者・行政の三者が初めて協働してごみ減量キャンペーンなどを行ったほか、家電四品目・パソコンのメーカールートでの回収・資源化、プラスチック製容器包装の回収システムの整備や事業所への排出抑制のための指導強化等を行いました。

さらに、平成15年10月にはクリーンセンター周辺住民を中心とする市民の理解を得た上で、埋立てごみの焼却を開始し、最終処分

場の埋立て負荷の軽減を図るとともに、家庭ごみの有料化についても、平成 16 年実施を目的に検討を進めています。

2) 緑の保全と緑化の推進

昭和 47 年に 33.3%であった緑被率は、減少を続け、平成 6 年には、22.6%と 10.6%も減少しました。しかし、直近（平成 12 年）の調査では 1.8%の増加（24.4%）に転じています。公園の新設・拡充はもとより、緑化指導・接道部緑化の助成や苗木の配布などを実施した結果、民間も含めた市内全体の緑が増加したものと考えられます。

また、市内の水と緑の骨格をなす玉川上水、千川上水、仙川、グリーンパーク遊歩道等の整備により、水と緑のネットワークの形成をより一層進めるとともに、身近な自然の保全と回復を目的に、地下水を活用したビオトープを公園や緑地に整備をしています。また、校庭にビオトープを整備する学校ビオトープについては、平成 15 年度中に小学校 12 校中 11 校で設置が完了します。

多摩地域の森林については、平成 13 年度より「二俣尾・武蔵野市民の森」と名づけた約 3 ヘクタールの青梅市内の森林を対象に、その保全・活用について所有者等と協定を結び、保全・整備活動や市民・子ども対象の体験活動（土曜学校等）を実施し、環境教育の場として活用しています。

2 個別事業の実績と評価

<健康・福祉>

(1) 健康増進施策の体系的推進

市民の日常生活における健康習慣の定着を目指し、専門職による各種教育・指導・相談

事業を行っていますが、健康に不安を抱える市民に対する個別健康教育、訪問保健指導については、保健師等のマンパワーが不足しているため実施に至っていません。

武蔵野市医師会や武蔵野健康開発事業団と連携し、1 ヶ月半の期間限定で一斉に実施していた基本健診を誕生日ごとの健診に改め、健診時の混雑緩和と結果通知までの期間を短縮しました。人間ドックについても、個々の受診者に応じた健康管理や疾病の早期発見を目的として、選択により追加できる検査項目を充実しました。

(2) 育児支援事業の充実

育児支援事業として、育児相談を市内 3 か所で年間延べ 58 回、乳幼児の月齢に応じた育児学級等を保健センターで年間 24 回実施しました。

また、児童虐待が多発する中で各種健診や育児相談において虐待の早期発見に努め、発見後の対応として東京都児童相談所等の関係機関との連携体制を整備すると同時に、子育て SOS 支援センターを開設しました。

各種健診等で発見された障害児の相談支援体制についても、プライバシーに十分配慮しながら関係機関との協力体制を整備しています。

(3) 保健医療供給体制の強化

地域の身近な医療機関で安心して医療を受けることができるよう、武蔵野市医師会内に「かかりつけ医・訪問診療医相談窓口」を開設しました。かかりつけ医制度の定着は介護保険制度を利用する際にも効果を上げています。また、病・病（病院と病院）連携並びに病・診（病院と診療所）連携を推進すること

により、24 時間対応の保健医療供給体制の整備を進めています。

介護保険制度への対応として、ケアマネジャーと主治医の連携を深めるため、情報交換会を開催しました。また、ケアマネジャーが医療必要度の高い利用者への対応について医師から講義を受けたり、「武蔵野市介護情報提供書」を活用するなど、両者が円滑な情報交換を行っています。

武蔵野赤十字病院と協定を結び、市民が優先的に利用できる 230 床の市民用病床や、武蔵野市医師会を通じて市内診療所から要請があった場合に優先的に利用できる応急病床を確保しました。さらに同院に対して、小児救急医療体制の基盤強化を図るため財政支援を行うことにより、平成 16 年度初頭までに小児科医が 2 人増員され、10 人となる予定です。

(4) 健康でいきいきとした生活の支援

地域の人材や組織の「共助」により運営するテンミリオンハウス事業を推進し、5 ヶ所の施設においてミニデイサービス等、様々なサービスを行っています。

民間スポーツクラブ 3 施設とカラオケクラブ 1 店で実施している高齢者対象健康づくり事業をモデル事業に指定し、市報で参加募集を行って、健康づくりを促進する施策を支援しました。また、高齢者総合センター事業を拡充し、趣味の集い等 47 講座や各種事業、教室を開催しました。

世代間交流事業として、境南小学校において「ふれあいサロン」を毎週 2 日実施し、高齢者と児童との交流を図っています。また、パソコン技術の習得と中学生との交流を目的に、高齢者パソコン教室を中学校 4 校で開催しました。

就業支援としては、中高年齢者・障害者雇用創出事業を計画的に実施し、平成 15 年 3 月現在、市役所業務に延 193 人を採用、152 人が勤務しています。

また、市民の公益活動を支援するため、市民社会福祉協議会を通じて公募によって選んだ助成団体に対し、起業資金を平成 13 年度に 3 団体、平成 14 年度は 4 団体に対し助成しました。

(5) 地域生活を総合的に支援する体制の整備

要援護高齢者の増加に対応するため、6 ヶ所目となる在宅介護支援センターを吉祥寺本町に平成 17 年度開設できるよう準備を進めています。

市は介護保険の保険者として、「居宅介護支援事業者連絡協議会」を年 6 回、「訪問介護事業者連絡会」を年 4 回開催し、事業者との連携強化を図っています。また、市民に対する情報提供拡充の一環として、サービス提供事業者に関する情報を、「高齢者サービスの手引き」やホームページ、市報に掲載しています。

高齢社会の到来に伴い増えつつある痴呆性高齢者の発症予防支援策として、痴呆予防教室を実施しています。また、新たに痴呆性高齢者グループホームを開設する法人と協定を結び、平成 15 年度中に 2 ユニット（18 名分）のグループホームが開設されます。さらに、徘徊探知機貸与事業も実施しました。

精神障害者事業が都より市に移管されたことに伴い、精神保健担当の職員を配置し、相談・支援体制の充実を図っています。

障害者福祉サービスにおいては、「支援費制度」移行に伴うサービスの充実と質の向上

を図るため、ホームヘルパーの研修、資格制度の導入を行いました。

知的障害者生活寮「天の^{いづか}薨」、^{いづか}「やはたハウス」、知的障害者通所授産施設「ワークイン関前」の開設準備や運営に対し補助を行いました。また、コミュニケーションを支援する人材の養成として、要約筆記者養成講習会を実施しました。

(6) 介護サービスの充実

日常生活支援事業の拡充として寝具乾燥・消毒事業、会食型食事サービスを実施し、新たに火災安全システムの貸与も事業化しました。

特別養護老人ホーム「親の家」の整備を支援し、市民優先利用枠を確保しました。

人材養成のための施策としてケアマネジャー研修会、地区別ケース検討会を市内6ヵ所で年間各11回開催しています。また、ケアマネジャー研修センターを開設し、ケアプラン指導研修事業等を実施しています。シルバー人材センターに登録しているヘルパーへの研修も実施しました。さらに、武蔵野市訪問介護事業者コーディネーター研修会を開催しました。

ボランティア活動の組織づくりや運営環境を整備することにより市民の福祉力を育成するため、武蔵野市市民社会福祉協議会に助成を行いました。これを受けて同協議会では、平成16年度実施予定の「地域福祉活動計画」の策定を進めています。

障害者施設の入所枠については、西東京市と国立市の知的障害者入所更生施設に合計7床を確保しました。また、知的障害者の日常生活の安全を確保するため、位置探索装置の貸与事業を実施しました。

(7) 福祉のまちづくりの推進

境南地域福祉活動推進協議会（福祉のまちづくり実行委員会）の活動を支援し、バリアフリーマップの発行等に対し補助を行いました。また、平成13年度、14年度のバリアフリー化推進事業として、市道3路線の歩道改修、11基のベンチ等の設置、5か所の公園改修を実施しました。

ハイモビリティ施策の推進では、移送サービス事業としてレモンキャブの運行を開始しました。地域の商店主等34名がボランティアとして運行協力員となり、8台体制で運行しています。平成14年度末で会員数684名、延べ運行回数は13,000回を超えました。

心のバリアフリーの推進として、市民意識啓発のため市民参画の講演会やイベントを実施しました。

(8) 保健福祉施策実施推進体制の整備

平成13年度に「地域福祉計画」を改定しました。平成14年度には、これを上位計画とした「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者計画」を一体的に「福祉三計画」として策定し、「いつまでも安心して暮らすことのできる武蔵野市」を目指します。

また、新たに国の「健康日本21」の武蔵野版となる「武蔵野市健康推進計画（仮称）」を平成16年3月に策定し、健康長寿を目的とする健康づくり施策を推進していきます。

<教育・文化>

(1) 子ども施策の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、子育てをしやすい環境を整えていくために、0123施設では広場事業やつどい

事業としての各種講座を充実させ、公立保育園では全園で園庭開放を行うなど、地域の子育て家庭への支援を行い、参加者からは好評を得ています。また、親子ミニミニジャンボリーなど、幼児と親のふれあいの機会を創出する事業も実施し、多数の親子の参加がありました。

児童虐待に関しては、「児童虐待防止に関する要綱」を定め対応してきましたが、平成16年2月、「児童虐待防止及び子育て家庭への支援に関する条例（子育てSOS支援条例）」を施行するとともに、「子育てSOS支援センター」を設置しました。今後、専門機関とネットワークを構築し、相談事業や子育て講座の開催等、児童虐待の防止や子育て家庭への支援を行っていきます。

多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるサービスとしては、平成13年度、駅前型で13時間開所する東京都独自の認証保育所の開設や病気回復期の児童を預かる病後児保育事業を開始しました。また、一時保育を中心に様々な子育て支援を行う「こどもテンミリオンハウスあおば」を開設しました。必要に応じた保育、相談等のサービスを実施することで、毎日10人以上の方に利用されています。

保育サービス体系の中心となる公立保育園は、その経営のあり方や保育ニーズへの対応に関して「公立保育園のあり方を考える委員会」の答申を受け、平成16年2月に、公立保育園の運営の効率化を図りながら、必要な子育て施策を充実させるため、公立保育園改革計画を策定し、公設公営の枠組みでの改革に取り組んでいます。

幼保連携の検討については、「境幼稚園及び境保育園のあり方検討委員会」の報告を受け、幼保一元化施設の設置について、その是

非も含めて具体的な検討を行っています。

子どもたちの食生活が大きく変化している現在、ゆとりを持ったきちんとした食の習慣を確立することは、子どもの発育や発達にとって重要なことです。子どもたちを取り巻く食の環境や現状を調査研究するために、平成15年度に「子どもの食環境研究会」を設置し、情報提供や啓発を家庭に対して行っています。

(2) 学校教育の充実

子どもの学力を伸ばすとともに豊かな人間性や体力をも兼ね備えた「生きる力」をはぐくむ教育の推進については、平成14年度から全校に学習指導員を配置してティームティーチングの充実を図る一方、算数・数学を中心とした少人数指導・習熟度別指導、小学校の高学年における一部教科担任制等を導入して成果を上げています。また、働くことの尊さや意義を学ぶ職場体験は、原則として中学校2年生を対象に行うとともに、生命尊重の観点から、中学校の生徒を対象とした救急救命講習会も開催しました。中学校の部活動の活性化対策としては、平成15年度より「部活動コーチングスタッフ制度」を設置し、指導者の確保に努めています。

子どもが自然や集団生活を体験する中で学ぶセカンドスクールは、小学校5年生と中学校1年生を対象に年々期間の拡張と内容の充実が図られてきており、さらに平成15年度からは、小学校4年生を対象とした2泊3日のプレセカンドスクールの試行が4校で始まりました。

さらに、地域性に配慮した教育内容の充実施策としては、余裕教室やランチルームを利用した地域の高齢者との世代間交流を行ったり、地域の方を招いた道徳の授業公開及び地

域懇談会を全校で開催するなど、様々な試みを開始しています。平成14年度からは、地域社会に開かれた特色ある学校づくりのための「開かれた学校づくり協議会」も全校に設置しました。

また、「学校教育のあり方検討委員会」では、「身体・言語・自然」を重視した教育活動の充実や学校経営のあり方についての検討がなされました。今後、検討結果を踏まえた取り組みを行っていく必要があります。

市立小中学校の計画的な整備に関しては、平成12、13年度で全校の耐震診断を行い、その結果を踏まえ、平成14年度から計画的に耐震補強工事を行っています。大野田小学校は耐震性に問題があったため、校舎の全面改築を決定し、平成17年3月完成を目指し、現在、工事を進めています。

少子化などにより生じた余裕教室は、少人数指導やチームティーチングなど学校教育への活用だけでなく、高齢者との交流や「地域子ども館・あそべえ」、図書室開放などにも積極的に活用しています。

(3) 子どもたちの放課後時間の充実

地域の子どもたちが自由に集え、自分の意志で遊んだり学んだりでき、子ども同士が交流できる安全な活動場所として、学校施設等を有効活用した「地域子ども館・あそべえ」を小学校9校で開設しました。平成17年4月には、残りの3校で校庭開放、図書室開放など従来の学校開放を統合し、市内全小学校で実施の予定です。

(4) 青少年施策の充実

平成14年度から実施された完全学校週5日制への移行に対応して、平成13年度から市内

在住・在学の小中学生を対象に、「土曜学校」を開設しました。これは、「身体・言語・自然」をキーワードに、学校の通常の授業ではできない様々な体験を通して、子どもたちが主体的に考え、試行錯誤しながら自ら解決策を見出すことにより「生きる力」を育むことをねらいとしています。平成14年度は「子ども地域スポーツクラブ」「朗読ことばあそび倶楽部」「日本獣医畜産大学アニマルファーム」「成蹊大学ロボット教室」など16講座254回で延べ5,532名が参加しました。

中・高校生が学校生活とは別の経験をすることで、社会に役立つ力を身に付けられるよう、中・高校生リーダー講習会を実施したところ、多数の中・高校生が登録し、ジャンボリー一等市の事業や地域活動ボランティアとして活躍しています。

また、広大な自然とのふれあい、ロシアの人々との交流を通じて、広い視野をもった人間性を育てるため、ロシア連邦ハバロフスク市との野外体験を中心とする交流プログラムを実施しています。開始以来200名以上の青少年が参加しています。

平成14年度から、子どもたちの自然に関する実体験の不足や人間関係の希薄化への対策として、大自然の中で家族と一緒に過ごし、ふれあいや絆を育む事業「親子棚田体験」「鳥取県家族ふれあい長期自然体験」を実施しています。平成15年度には、両事業で300名近い参加がありました。

(5) 生涯学習・スポーツ施策の拡充

市民の生涯学習への意欲に応えるため、武蔵野地域五大学との連携の下、大学の正規科目も履修できる「武蔵野地域自由大学」を平成15年4月に開学し、約750名が入学しまし

ています。

また、コンピュータの普及に伴い受講希望者の多いIT講習会を平成14年度に13講座、参加者478名で行いました。このように、社会の変化や時代のニーズに合った生涯学習講座を随時開講しています。

さらに、生涯学習情報の検索システム構築の一環として、平成13年11月より図書館のホームページから市立図書館の所蔵資料の検索ができるようにしました。

総合体育館は、市民スポーツの拠点として、温水プールや陸上競技場など合わせて年間約56万人が利用しています。平成14年4月には公立には数少ないストリートスポーツ広場を開設し、青少年を中心に年間約1万3千人の利用者がスケートボード等を楽しんでいます。また、子育て中の母親や初心者を対象に、コミュニティセンターや学校施設等を活用したスポーツ教室事業を実施して、広く市民の生涯スポーツのきっかけづくりに努めています。

(6) 文化施設の整備

10年以上構想の練られてきた美術館建設は、F&Fビル7階市民ホールを全面改装することにより実現しました。平成14年2月にオープンした吉祥寺美術館は、小規模ながら企画に工夫がこらされ、年間入場者は2万4千人に達しています。

平成13年6月武蔵野商工会館1階に地域情報コーナーを開設し、平成15年4月には民家を利用した茶室（「松露庵」）を開設しました。また、（財）武蔵野文化事業団のホームページにより施設空き状況の照会を可能とするなど、市民の文化活動の支援も進めており、これら施設の年間来館者は合わせて55万人を

超えています。

歴史資料館は、平成15年度に有識者会議を組織し、活動内容等の検討を行うなど、設置に向けて検討を進めています。

農水省食糧倉庫跡地利用施設の建設については、優先事業の実績と評価(3)を参照。

(7) 女性施策の展開

平成15年1月に第5期武蔵野市女性行動計画推進市民会議の提言を受け、第三次女性行動計画の策定準備を進めています。

男女平等参画基本条例の制定についても、研究を進めています。なお、武蔵野市の議会、行政委員会、審議会等における女性の比率は、都、区、市平均を上回り、市管理職員に占める比率も今後徐々に上昇する見込みです。また、女性の就労を支援するため、起業のための基礎知識に関するセミナーや、都と共催で大学生対象の就職セミナーを開催しています。

技能資格取得補助制度については、市の補助制度の必要性について研究中です。

さらに、女性団体（男女共同参画推進団体）やむさしのヒューマン・ネットワークセンターへの補助・支援を継続し、自主的活動とネットワーク化を推進しています。

<コミュニティ・市民生活・産業>

(1) 商工振興

商業の活性化については、平成14年3月に策定した武蔵野市商店街振興プランで様々な事業を掲げ、順次実施しています。市は、毎年春と秋の吉祥寺ウェルカムキャンペーンをはじめ、商店会のイベントや吉祥寺サンロード商店街アーケード架け替え事業等の施設整備に補助金を交付し、支援を行っています。

また、路線商店街活性化のため、平成 14 年 11 月に市商店会連合会が境南町の富士見通りに空き店舗を活用したコミュニティスタジオ「ハートランド富士見」を開店するにあたっては、都とともに市も補助を行い、支援しました。しかし、景気低迷に加え、大型店やコンビニエンスストアの出店、消費者ニーズの多様化への対応、後継者問題等により路線商業を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。

工業の活性化については、商工会議所工業部会の実施する介護・生活環境事業等へ補助を行いました。産業全般に対する支援で、小規模企業者向けの融資あっせん事業を実施し、平成 14 年度は、融資あっせん 234 件、利子補給 2,268 件、信用保証料補助 110 件を取り扱いました。また、市の制度以外に関係機関の融資制度の紹介等を行っています。

(2) 農業振興（農地の持つ多面的機能の活用）

植物性のシートが崩壊して土に戻る自然崩壊性マルチシートや生ごみ堆肥の活用、減農薬栽培を推進するため、性フェロモンによる害虫駆除剤の導入など、環境負荷の少ない農業用資機材の充実に努めました。さらに、安全・安心で新鮮な農産物を市民に提供するため、残留農薬に対する農産物・土壌の農薬検査を行うなどの施策を積極的に行っています。

また、農地面積の減少を食い止めるため、登録農地制度の活用を図るとともに、生産緑地の追加指定を行い、市民農園についても 2 園を新たに開設しました。

さらに、災害時の避難所や仮設住宅設置といった農地使用等に向けて、平成 14 年 12 月 J A 東京むさしと協定を締結しました。

(3) 消費者活動への支援（消費者ルームの機能強化）

消費者ルームは、平成 13 年 6 月新武蔵野商工会館への移転を機に、実験室、講座室等を整備し、衣食住・環境などをテーマとした講座や見学会を開催するなど、消費者教育の推進に努めました。多様化・深刻化する消費者被害の悩みに対し、専門相談員が助言や斡旋を行い、トラブルの解決に当たっています。高齢者や高校生等に対しては、出前講座により悪質商法の実態について積極的に啓発活動を実施しています。さらに、情報システムの活用を図り、消費生活全般にわたる消費者行政の拠点として機能しています。

(4) 都市・国際交流の推進

国際的にも国内的にも相互に支援・補完することにより互いの繁栄があるとの認識に立ち、国際・国内交流を市民とともに積極的に進めています。

ルーマニア国ブラショフ市との交流は、平成 14 年度に交流 10 周年を迎え、「日本武蔵野センター」を拠点に日本語教師の派遣を再開するなど関係が強化されています。職員の相互派遣研修から始まった韓国のソウル特別市江東区、忠州市との交流は市民同士の相互交流へ発展してきています。

国内交流については、姉妹友好都市の市民が相互に訪ね合う市民ツアーの充実や平成 13 年にアンテナショップ「麦わら帽子」を吉祥寺に開設するなど、8 つの姉妹友好都市と協議会を組み、緊密なネットワークにより、お互いの長所をいかした協力関係を築いてきました。

(5) コミュニティの活性化

平成 14 年 4 月の新たな武蔵野市コミュニティ条例の施行に伴い、コミュニティ評価委員会を設置し、各コミュニティ協議会の評価を実施しています。また、各種講座の開催やルールづくりの研究も行っています。

各コミュニティ協議会では、毎年住民総会を開催し、地域住民の参加増進に取り組み、特に、青少年の利用促進のため、そのニーズを反映させるよう努めています。さらに、地域への情報公開を図るため、各コミュニティセンターにコンピュータ及び通信回線を配備し、操作研修を行いました。現在は 9 箇所のコミュニティ協議会がホームページの立ち上げを行い、今後も順次開設していく予定です。

なお、コミュニティ協議会全体の動きとして、コミュニティのあり方懇談会やコミュニティ研究連絡会において全コミュニティセンターに共通する問題の解決に取り組んでいます。

(6) 防災態勢の充実

一時集合場所・避難所では、想定避難人口である 37,500 人分の食糧を備蓄し、計画的な更新を行っています。また、市立小中学校 18 校すべてに災害対策用井戸設置を目指し、平成 15 年度中には 14 校に設置が完了します。

自主防災組織は 16 団体が結成され、活動しています。現時点では、市域全体を網羅するには至っていないため、今後とも組織化に向けて啓発・支援を行い、地域防災力の向上を図ります。また、帰宅困難者対策を推進するための近隣自治体等との連携を図るとともに、迅速な応急復旧体制の整備に向けて、電気・ガス・電話など各ライフライン機関との平常時からの連携強化を推進します。

(7) 環境浄化の推進

警察、防犯協会、市民団体、商店街、住民との連携強化や、環境浄化特別推進地区に設置されている防犯カメラを最新機器に交換するなど環境浄化対策の推進に努めました。

さらに、平成 14 年 6 月には「武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」を制定し、ブルーキャップによるパトロールの実施や市民安全大会を開催するなどして、吉祥寺駅周辺の環境浄化の推進及び安全なまちづくりに努めています。

<環境・都市基盤>

(環境分野)

(1) 環境負荷が少ないまちづくり

平成 11 年度に市が構築した環境マネジメントシステム（ISO14001）は、平成 13 年 3 月には小中学校等にまで認証取得範囲を拡大しました。システム導入により、職員の環境に対する意識が格段に向上したほか、紙・ごみ・電気等の使用量・排出量も減少しています。

地球温暖化防止対策として、温室効果ガス発生量の抑制に率先して取り組むため、武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画を策定したほか、新エネルギーシステムの公共施設への積極的な導入と住宅に太陽光発電設備を設置する市民への助成制度を創設しました。平成 15 年度中には市民主体で「地球温暖化防止のための環境行動計画」を策定し、市民・事業者の環境行動指針等を定めることを予定しています。

多くの市民・事業者のライフスタイルや事業活動を、化石燃料以外のエネルギーを使用

する省エネルギー型に転換するまでには至っていませんが、計画していた施策はほぼ順調に実施しています。

(2) 環境との調和を目指した廃棄物対策

平成 13 年 7 月に「ごみ市民会議」及び「市民行動委員会」を設置し、ごみ処理基本計画の見直しを行うとともに、「ノーレジ袋キャンペーン」など市民・事業者・行政の三者が初めて協働で事業を行いました。また、家電四品目・パソコンのメーカールートでの回収・資源化、プラスチック製容器包装の回収システムの整備や事業所への排出指導強化等に取り組みました。しかし、最終処分場へのごみ搬入量は 5 年連続して搬入割当量を超過し、依然ごみ減量が緊急の課題になっています。

このため、平成 15 年 10 月には、クリーンセンター周辺住民を中心とする市民の理解を得た上で、埋立てごみの焼却を開始し、最終処分場の埋立て負荷の軽減を図るとともに、家庭ごみの有料化や戸別収集についても、平成 16 年実施を目途に検討を進めています。

焼却灰の資源化については、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合において、エコセメント事業として平成 18 年 4 月実施に向けて準備が進められています。なお、同事業が実施されることに伴い、最終処分場への搬入基準が厳しくなったことから、粗大ごみ処理施設の選別システムや焼却灰中の金属類除去装置の更新を行っています。

また、環境負荷低減策として、ごみ収集車へ天然ガス車を計画的に導入したり、焼却施設内への窒素酸化物削減設備の設置などにも着実に取り組んできました。一方、一人暮らしの高齢者等を対象とする「ふれあい訪問収

集」や狭い道路を小型車で戸別にごみ収集する「狭あい道路特別収集」など、多様なニーズに応じたきめ細かい取り組みも展開しています。

<環境・都市基盤>

(都市基盤分野)

(3) 多様な主体によるまちづくりの推進

市民参加により策定した都市マスタープランに基づきまちづくりを推進していますが、さらに地区ごとの特色あるまちづくりを進めていくため、平成 15 年 12 月に「地区計画等の作成手続に関する条例」を制定しました。また、地域のまちづくり組織等との連携のほか、公園や道路整備など様々な場面で連携と協力によるまちづくりを進めています。

アメニティ都市づくりを推進するため、平成 14 年度に「第 2 回たても武蔵野大賞・まちかどいきいきフォトコンテスト」を開催して、建物や街並に対する意識啓発を図るとともに、平成 13 年度に市民ボランティアによる「吉祥寺朝一番隊」、平成 15 年度に「三鷹・武蔵境朝一番隊」が活動を開始し、街の美化意識の高揚と実践を進めています。

また、建築確認・指導においては、中間・完了検査の受審を指導、周知して建築物の安全性の確保を図るとともに、違反建築物に対してはパトロール調査等により厳しく対処しています。

(4) 適正な土地利用の誘導

平成 16 年夏を目途として、用途地域等の見直し作業を進めています。平成 14 年 10 月から要望の受付を開始し、平成 15 年 7 月に市素案を公表するなど、様々な検討を重ね慎重に

進めています。敷地の細分化傾向に歯止めをかけ、良好な住環境を保全していくために、敷地面積の最低限度の導入等を市民に提案しています。

また、ゆとりある街並みの形成や公共空間の充実のために、道路や公園など必要な用地の取得を計画的に行っています。

生産緑地については、平成4年に新生産緑地法による指定を行って以来、初めての追加指定を平成15年度に行い、農地の保全を図りました。

(5) 住宅政策の総合的推進

住宅政策を総合的に推進するため、平成13年7月に第二次住宅マスタープランを策定しました。

分譲マンション管理セミナーの開催や交流会への支援、アドバイザー制度の活用などのマンション対策を推進しています。また、「良質な住まいづくり活動助成金交付要綱」により、自主的かつ公益的活動を行う団体への支援を行っています。

平成12、13年度に実施した「エコライフモニター」の活動を契機に、自然エネルギー体験講習会や森林体験見学会を開催し、平成14年度からは「えこらぼ家楽塾」や住宅用太陽光発電設備設置費助成事業、エコライフ体験機器貸出事業をスタートするなど、環境に配慮した住まいづくりを推進しています。

大規模団地の建て替えについては、緑町団地では都営住宅や介護老人保健施設が併設され、平成15年3月に完成しました。都営武蔵野アパートは平成15年度末に着工予定であり、桜堤団地は平成15年度末に二期工事が完成します。

(6) 公共施設の計画的整備の推進

公共施設の計画的な整備を図るため、平成13年度に小・中学校、コミュニティセンター等の耐震診断調査、劣化診断調査を実施し、平成14年度から耐震補強を実施しました。また、平成14年度から公共施設の保全計画を順次策定し、16年度から整備を行う予定です。さらにバリアフリー調査を平成14年度から実施し、15年度から整備を進めています。

特に、耐震性等に問題があった大野田小学校では、全面改築に取り組んでおり、平成14年7月には仮校舎へ移転し、「100年校舎」等の理念を掲げて、改築工事を進めています。

市立の各保育園では、子どもの健全な生育環境を考慮し、過度に空調設備に頼らない「涼」環境を実現するための取り組みを開始し、平成15年度は南保育園で、地下水の屋根散水や換気扇による通風等の取り組みを行いました。

公共施設整備における環境配慮の観点から、市庁舎においては太陽光発電やクリーンセンターの蒸気利用も含む空調設備改修を行い、省エネルギー化を図っています。

また、道路や学校施設等の施設に対して適切な維持・管理を計画的に行うことにより、耐用年数の延伸化を図っています。

(7) ハイモビリティ施策の推進

コミュニティバス「ムーバス」は、平成14年3月に三鷹駅北西循環の運行を開始し、現在4路線を運行しています。平成14年度の乗客数は合計約186万人（1日平均約5,000人）で、平成7年の事業開始からの累計乗客数は平成15年12月末で約887万人になります。

また、公共交通への転換を図るため、平成13年度からムーパークを開設してパークアン

ドバスライドを実施し、平成 14 年度には約 3 万台の利用がありました。さらに、交通機関の利用環境の改善を図るため、平成 15 年度には京王線吉祥寺駅に下りエスカレーターを設置するなど、交通機関相互の乗換えの円滑化を進めています。

自転車対策については、自転車駐輪場の確保を進め、平成 13～15 年度に吉祥寺駅周辺で約 8,700 台、三鷹駅周辺で約 5,000 台分を確保しました。また、武蔵境駅では平成 15 年度に共用サイクルの実験を開始しています。

だれにもやさしいまちづくりを推進するため、平成 15 年 3 月に「交通バリアフリー基本構想」を策定しました。本構想に基づき、駅施設へのエスカレーター・エレベーターの設置、ノンステップバスの導入等バス車両の改善、歩道の段差解消等の道路整備など、バリアフリー化を計画的に進めています。

(8) 防災・防犯のまちづくりの推進

公共建築物の耐震性を確保するため、平成 13 年度から耐震診断を進め、平成 14 年度から耐震補強工事を行っています。また、民間建築物に対しては、平成 10 年度から実施している耐震診断・改修の助成に加え、平成 14、15 年度には耐震アドバイザー派遣モデル事業を行い、平成 14 年度の実施件数は 49 件でした。

防災空間の確保のため、地下に防火水槽等を埋設するなど防災機能を付加した南町防災広場、東町防災広場を設置し、吉祥寺西公園にも飲料水兼用の貯水槽などを設置しました。また、平成 16 年 5 月には境南町に防災広場を開設します。

渇水、災害時等の安定した水運用を図るため、1 日最大計画給水量である 12 時間分以上

の配水池容量の確保を進めています。また、耐震性に劣る石綿管の耐震性ダクタイル鋳鉄管への改修は、平成 15 年度で完了します。

(9) 上下水道の整備と節水型都市構造への転換

安全でおいしい水を安定的に供給するため、配水管の新設・増径、老朽管の更新など管網整備を進めました。また、石綿管改良、管末及び増径工事等の実施により、中高層建築物への増圧直結給水を可能にしました。

下水道は、平成 14 年度に下水道再構築計画を策定し、計画的な更新工事を進めています。また、河川の汚濁防止と浸水被害を解消するため、合流式下水道改善計画を策定し、貯留管等の計画を検討するため、平成 15 年度にモニタリング調査を実施しました。

水循環システムの確立を図るため、引き続き雨水浸透施設を公共施設に設置するとともに、個人住宅に対しては設置助成などにより雨水浸透施設の設置を促しています。また、雨水の多目的な利用についても検討を進めています。

(10) 道路の整備

都市計画道路については 3・4・16 号線が完成し、3・3・6 号線や 7・6・1 号線の事業認可を取得するなど、順調に進捗しており、平成 15 年 4 月 1 日現在、整備の進捗率は 57.2%となっています。また、計画的な市道改修を継続するとともに、狭あい道路は、18.7km（整備率 11%）の拡幅整備を完了しました。

安全で快適な歩行空間を確保するため、ベンチの設置や電線類の地中化などを進めており、平成 15 年 4 月 1 日現在、延長 6.4km の地中化を完了しました。また、平成 7 年度から

進めてきた道路段差解消事業は完了し、平成13年度からは「人にやさしいみちづくり事業」を宮前通り、東十一小路、宮本小路、市道第105号線で実施しました。

なお、外かく環状道路は、国及び都から地下案の提示があり、P I 外環沿線協議会などで議論が進められる一方、東京都は環境アセスメントの手続きに着手しました。

(11) 緑化の推進

公園の拡充やネットワーク化、グリーンパーク遊歩道の拡充整備、民有地の緑化推進などの市と市民の努力が実り、平成6年に22.6%まで減少した緑被率が、平成12年には24.4%となり、上昇を始めています。

環境学習の場として活用するとともに自然生態系のネットワーク形成を目指して、平成15年度までに公園6か所、小学校11校にビオトープの設置が完了しています。また、平成17年度には全小学校にビオトープの設置が完了する予定です。

また、水辺空間の整備を図るため仙川の清流復活（仙川リメイク）を進めています。桜堤団地建て替え区域内の整備は、短期目標である平成15年度予定区間が完成することにより約50%が完了します。

地域で緑を支えていくため、緑の愛護団体等のボランティアに対し、助成金の交付や緑化知識の習得を支援して育成するほか、自然観察会などを緑の愛護団体と共催しています。

平成13年度に「二俣尾・武蔵野市民の森」を開設し、多摩地域の森林保全に取り組むとともに、教育委員会主催の土曜学校のプログラムとして、森林体験教室を実施するなど子どもたちや親子に対する事業を展開しています。

平成15年度には緑化環境市民委員会で緑の基本計画の見直しを行いました。今後も積極的な緑の保全と回復を展開します。

(12) 吉祥寺圏の整備

吉祥寺では、「創造」をキーワードに、特徴を持った4つのゾーンごとに着実に整備を進めています。

○セントラル吉祥寺（吉祥寺の中心部）

商工会館は、生活・文化・芸術との出会いとコミュニケーションの拠点として、1階に地域情報コーナー、2階に市政センター、3階に消費生活センターを併設して、平成13年6月にオープンしました。平成14年2月には、F & Fビル内に吉祥寺美術館がオープンしました。また、サンロードではアーケードの架け替え等を進めており、平成16年春にはリニューアルが完了します。

○イースト吉祥寺（東部地区）

街の活性化と文化の発信拠点として市政センター跡地でシアター建設を進めています。公開プロポーザル方式による設計者の選定、支配人の公募など様々な面でも注目を集めており、完成が期待されています。また、商業の活性化、土地の有効活用の促進、防災機能の向上などを図るために、区画道路の整備などを実施しています。末広通りも電線類の地中化や歩行環境の向上に向けて検討に入りました。

○ウエスト吉祥寺（東急百貨店西側地区）

ウエスト吉祥寺は、地域の核となる百貨店と個性的で多彩な店舗の相乗効果によって、来街者に人気のあるエリアとして定着してきました。そこで地域のイメージをグレードアップさせるために道路のブロック舗装化などを行いました。

また、外務省精励会跡地では「樹の下で語ろう」フォーラムの開催やワークショップなどによる検討を重ね、原っぱに2本の大木を残し、防災機能を兼ね備えた吉祥寺西公園を平成14年4月に開設しました。

○パーク吉祥寺（駅南側地区）

商業地域と井の頭公園が一体となった独特な雰囲気を大切にしながら井の頭公園へのアクセス道路の整備を進めています。また、井の頭通りの交通の円滑化とパークロードの歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、南口駅前暫定広場を都市計画決定し、整備に向けて関係権利者などとの協議を続けています。

なお、吉祥寺新時代に向けて将来像を構想する「吉祥寺グランドデザイン委員会（仮称）」を平成15年度中に設置し、商業関係者とともに議論を深めていきます。

一方、練馬方面から吉祥寺へのアクセス道路の一つである都市計画道路3・4・16号線は、最後の1件の用地買収が進まず、交渉も限界に達していましたが、土地収用法を適用することで用地取得を完了し、平成14年度末に全線で供用開始することができました。

また、懸案だったJR吉祥寺駅へのエレベーターや下りエスカレーターの設置については、関係機関等との協議により実現することになり、現在調査・検討が行われています。

(13) 中央圏の整備

円滑な交通処理と、駅周辺にふさわしい土地の高度利用を行うために、三鷹駅北口補助幹線道路の整備を進めています。

かたらいの道は、駅から文化会館などへのアクセス道路として、心地よい空間の創造を進めており、現在、井の頭通りから五日市街道の間約600mで電線類を地中化するとともに、

沿道関係者の協力により歩道幅員の拡幅を実施しています。

三鷹駅南口から玉川上水に沿って井の頭公園方向へ向かう道路である都市計画道路7・6・1号線は、玉川上水沿いの景観に配慮した心地よい空間として整備するため、多くの沿道関係者が参加するワークショップ方式により様々な検討が進められています。

要望の多かった三鷹駅北口の自由通路へのエレベーター及び下りエスカレーターの設置は、交通バリアフリー基本構想に基づき、関係機関との協議により実施することとなり、現在調査・検討を進めています。

緑町団地の建て替えは、都営住宅や介護老人保健施設が併設され、平成15年3月に完了しました。また、都営武蔵野アパートの建て替えも平成15年度末の第一期工事着工に向けて、協議や設計などが進められています。

(14) 武蔵境圏の整備

JR中央線三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成22年度を完成目途として、平成15年9月には仮線への移行に伴う仮駅舎の本格的な運用が開始されるなど、目に見える形で事業が進められています。武蔵境駅の仮駅舎には、市民や市の要望によりエレベーター、エスカレーターも設置されました。

さらに、長年の市民の運動が実り、市民と市の意向を踏まえた新駅舎設計などが進んでいます。一方、連続立体交差事業に合わせてまちの南北一体化を図るため、都市計画道路や区画道路などの整備を進めており、駅西側の天文台踏切を南北に結ぶ市道291号線では9割以上の用地買収を完了しました。

仮線への移行時に様々なトラブルが発生した際には、都やJRに対して安全確保等に関

する要望などを積極的に行い、五宿踏切歩道部分の拡幅や、西原踏切（西部図書館付近）に高架歩道橋設置工事が着工されました。

農水省食糧倉庫跡地施設については、新公共施設基本計画策定委員会の答申をもとに、「知的創造拠点」として図書館機能を中心とした施設を設置することになりました。そのため、基本計画づくりからトータルで関わる設計者を公募型プロポーザル方式により募集したところ、202名の建築家から提案書が提出されるなど、高い関心を集めています。

「都立青年の家」の廃止により、都が跡地を民間へ売却する意向を示しましたが、市が都市計画緑地として取得できるよう交渉し、隣接する境山野公園と一体的に武蔵野の原風景である雑木林をそのまま残すことができました。

仙川リメイクは、桜堤団地建替区域内の総延長約950mのうち約50%の整備が完了しました。親水空間が整備されるとともに境浄水場から洗砂水を導入したことにより清流が復活しています。

桜堤団地の建替事業では、生態系や自然環境への配慮とともに、大型のコンポストを設置し、団地全体で生ゴミの資源化を図るなど、先進的な取り組みを行い、全国から注目を集めています。

＜行・財政＞

(1) 時代のニーズにあったサービス手法の展開

平成13年度に中央市政センターの夜間窓口を開設し、窓口業務のサービス提供時間を延長しました。また、平成15年度から要介護高齢者、障害者を対象にごみの戸別収集を行う

「ふれあい訪問収集」や、狭あい道路地域の「特別戸別収集」事業を実施するなど、それぞれのニーズにあわせたサービス提供を行いました。

インターネットを使ったサービス提供としては、体育館施設の使用申込みなど、市のホームページから約70件の申請書類についてダウンロードできるようにしました。高齢者を対象としたパソコン講習会では中学校の教員を講師に、生徒を助手として活用し、パソコン技術の習得と同時に高齢者と生徒との交流が図られています。住民票等の自動交付機の設置や電話、ファクシミリによる証明の発行は、費用対効果や本人確認方法などの課題があるため実現していません。

ノンストップ、ワンストップサービス、インターネットによる登録、証明発行、総合サービスカード（ICカード）によるサービスについては一部で始まっていますが、技術面の推移、国等の動きを研究しながら引き続き検討が必要です。

(2) 行政の透明性の確保と市民参加

改正された情報公開条例、個人情報保護条例を適切に運用するため、庁内に推進本部を設置し、職員研修を定期的実施しています。

平成15年度に情報セキュリティ基本方針を策定し、市が保有する情報資産を守るための対策を具体的に決めました。また、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働を始めたことから、セキュリティ対策が客観的に十分であるかを検証するため、外部の監査法人に依頼をし、監査を実施しました。

市民参加の推進では、電子会議室などインターネットを利用した意見募集を実施し、ホームページ上での各種委員会に関する情報の

掲載も進んでいます。市民参加を進めるために必要な情報の提供として、市の事務事業評価を試行し、公表しました。

市民が参加した委員会等の活動成果がどのように施策に反映されたのか、参加者に対する事後の説明は一部実施されていますが、全体的には不十分です。

(3) 市政情報の提供と活用

各コミュニティセンターにパソコンを配備し、インターネットの利用を可能としました。ホームページは約半数のセンターが設置しており、施設案内や各センターで実施する事業についての情報提供が行われています。地域情報の提供と活用のため、地域情報システムを構築し、ホームページ上で電子会議室、電子掲示板を設置しましたが、利用者が少なく運用方法の検討が必要です。

市のホームページは、平成 14 年度に全面的にリニューアルし、各課がページを作成することで、きめ細かな情報を迅速に提供することが可能となりました。また、市長のメールマガジンを開始し、市政情報の提供について充実を図っています。さらに、対象者・目的別に情報を提供する仕組みについて検討を行っています。情報提供の基盤となる庁内インフラの整備では、必要な職場にほぼ一人 1 台のパソコンを配備し、インターネットの接続を行いました。また、統合型地理情報システム (GIS) を稼働し、情報化を進めました。

(4) 健全な財政運営

市の財務内容の健全性を客観的に評価するために、武蔵野市独自のバランスシートを作成し公表しました。また、平成 14 年度から個別事務事業評価の試行を行い、サービスの質

や効率性を見直しを行っています。

財政援助出資団体の運営については、毎年ヒアリングを行い適正な指導を行っています。平成 15 年度は財務状況についてさらに調査し、補助金を削減する見直しを行いました。さらに、福祉保健部関連法人懇談会を開催し、関連する団体の事業の見直し、財政構造のあり方、団体間の人事交流の促進について研究を行いました。

行政サービスの内容に応じた適正な受益者負担の観点から、使用料、手数料の見直し等を 4 年ごとに行っています。今後は負担の水準だけでなく、業務やサービスのあり方も含めた見直しが必要です。

(5) 効率的で柔軟な行政運営

市民・民間と市との適正な役割分担について検討しました。例えば、公園管理や早朝清掃を市民との協働で実施しています。また「公立保育園のあり方を考える委員会」を設置し、保育園の民営化や経営のあり方について検討しました。可燃ごみ収集や富士高原ファミリーロッジの管理を委託するなど、費用対効果と公共性に配慮しながらアウトソーシングを推進しています。中高年齢者・障害者雇用創出事業では、平成 11 年度から 14 年度までに延べ 193 人の雇用を創出しました。

IT を活用した事務事業については、推進計画を策定し、優先順位を付けて計画的に事務の高度化、効率化を図りました。契約事務の改善としては、ホームページ上で工事発注予定、入札結果を公表し、透明性を向上させています。

既存施設の有効活用では、小中学校の余裕教室に災害時の食糧を備蓄し、全小学校で児童対象に土曜日の教室開放を実施しました。

適正な執行体制の確保の面では、新たな市民ニーズに対応する一方、平成12年度からの新職員定数適正化計画等を実施して、4年間で差引き111名の職員定数を削減しました。専門知識や総合行政能力の向上を図るため、政策形成、法令・規則に関する研修を行うとともに、係長職以上の職員を対象に目標管理制度を試行しています。

平成14年4月に市役所の機構改革を実施し、部や課の数を減らすなど、新たな行政需要に迅速に対応できるスリムな組織としました。

また、平成15年11月には今後取り組むべき課題を整理し、人事の目ざすべき方向性を示した新人事制度基本方針を策定しました。また、行・財政改革を進めるための検討委員会を設置し、検討を進めています。

3 総 合 評 価

第三期長期計画は、地域ふれあい、子どもがいきいき育つ、快適環境、広域協力、情報交流、市民のふるさと、という六つのまちづくり目標を掲げるとともに、JRの三駅に対応する圏域づくりをめざしてスタートしましたが、この期間は「失われた10年」と呼ばれる日本の経済の乱調の期間とほぼ重なってしまい、金融機関の巨額不良債権問題などバブル経済の後遺症に日本全体が苦しみ続け、武蔵野市の行財政も多くの影響を蒙りました。

しかしこれは、世界史でも稀有なできごとであった日本の高度成長の幕引き過程でもあって、このようなシステムの大転換には多くの犠牲と混乱が生じることもまた避けられない面があります。そればかりか、中国・インドという人口超大国の台頭など世界経済の動きはいっそう激しくなりつつあり、そもそも

日本国自体が持続可能であるためには、むしろ変化を加速する必要があると考えられています。

このように社会が大規模で急速な変化をしているのに対して、最も動きがゆっくりしているのが私たち生身の人間のマインドセットです。それはまた市民生活に最も身近な公共団体である市のマインドセットでもあります。ですから、右肩上がりの経済を前提とした給付行政の積み重ねの感覚は、市役所にも市民にもじっくりと染め付けられています。

一方で高齢者施策の樹立（特に介護サービス）や武蔵境駅周辺都市整備など大きな課題は待ったなしでやってきました。これからも多くの政策課題があり、財政圧力も大きいものが目白押しです。ですから歳出の引締めが必要で、そのためには不要不急な施策の大胆な削減が必要です。第三期長期計画期間内には平成7年12月の中期行財政運営懇談会最終答申に基づいた見直しがなされ、乱調経済への対応がなされました。長期計画および調整計画の事業の達成度はII、IIIで述べたとおりで、おおむね満足できる結果になっています。しかも市長の強力なリーダーシップのもと、健全な財政運営を維持し、住民ニーズの変化に対応し、時代を先取りするような事業に数多く取り組んできました。組織文化として、経営トップから現場の職員まで、スピードある意思決定と責任感ある事業遂行能力が浸透しているといえます。

市は、現在までのところ、非常に健全な財政運営を行っており、財政責任を十分に果たしているといえます。平成14年度末の一般会計の市債残高は261億円で、平均的な市税収入350億円の0.75年分相当です。さらに、一般会計からの支出が予定されている下水道と

土地開発公社の借入金（それぞれ 18 億円、139 億円）を合わせた借入金合計は 419 億円で、市税収入の 1.20 年分相当であり、債務償還能力は非常に高いといえます。また財政調整基金・施設整備等の基金が 216 億円あり、一般会計は実質無借金経営といってもよいくらいです。

第二期長期計画は基礎的な施設の建設に追われつつも、「ハコものづくりからしくみづくりへの転換」を課題にしていました。第三期はハコもの作りが減ったこともありますが、仕組みづくりが活発に進められました。例えば、放置自転車対策やムーバスシステムを含むハイモビリティ政策や武蔵境北口整備のための複合的なしくみ作りでは、斬新な着想が多く仕込まれており、専門家の間でも高い評価を受けています（すべて端緒は困難なものです。例えばムーバスでも、既存の行政システムが幾重ものバリアーとなったのを、トップのリーダーシップと職員の努力により創造的に克服していることが認められます。）。

一般論として言えばこの手法は、市民のニーズをきめ細かく発掘し、触媒的酵素的に行政の力を使っていくもので、結果として高い効率を実現できています。今後、行政コストの急膨張が避けられない対人サービスでもこのアプローチは有効なものと思われることから、一層の活用が期待されます。既にいろいろな試みがなされています。

ところでこの種の市政活動の成果は指標化が難しいもので、長期計画のレビューでもなかなかつかまりません。したがって市民の目にも届きにくいものですが、賢い主権者・納税者ならば目配りしなければならないことです。同じように、日常のサービスの質というものこそは実は最も重要な市政の成果なので

すが、これも指標化が難しく評価が困難です。

これと関連して、第二期長期計画では、行政成果を評価できる指標づくりの必要性が痛感されていました。それまでにも市は生活環境指標というデータベースを構築・出版し、計画行政の裏打ちとしてきましたが、行政成果の指標づくりは困難でした。しかし武蔵野市は、先駆的に、平成 11 年度より財務諸表を作成して事務事業評価においてコスト計算を行うなど、財政・経営状況の情報提供で先進的な試みを行っています。この成果を行政の高品質化につなげることは、第四期長期計画の大きな目標となります。

IV 市政を取り巻く状況の変化

(1) 安全・安心に対するニーズの高まり

市民福祉の向上を目的とする総合的な行政の推進にあたっては、「市民が地域社会の中で安心して暮らすことができる」という大前提がありました。ところが、近年、ピッキング等による侵入盗やひったくりをはじめとする犯罪が増加し、検挙率が相対的に低下することによって、この市民生活の基盤である「地域の安全」が脅かされています。警察の力だけで、地域社会の安全を守ることは容易ではないということがはっきりしてきました。今後は、警察、行政、市民が幅広く連携し、犯罪の予防に努めていくことが必要です。

また、平成7年の阪神・淡路大震災の発生から歳月が流れ、市民の防災に関する関心は徐々に低下しています。災害の未然防止と被害の軽減を図るには、平素よりハード・ソフト両面から災害に対する備えを充実強化するとともに、行政と市民の連携による継続した取り組みが必要です。

また、自転車や自動車による交通事故が多発し、市民が安心してまちを歩くことができる環境が損なわれています。加えて、高齢者や障害者などだれもが自由にまちを歩くことができる環境整備には交通事故の防止ばかりではなく、バリアフリーの視点によるまちづくりが必要です。

さらに、BSEや遺伝子組替え食品等の食品安全問題の表面化、SARSや鳥インフルエンザ等の新たな感染症対策の必要性など、市民生活の安全・安心に関して、市は総合的な危機管理やリスクマネジメントの構築の必要に迫られています。

(2) 高度情報化の進展

情報通信技術（IT）の進展により、インターネットが急速に普及し、高速ネットワーク環境が整備されたことで、私たちのライフスタイルは大きく変わりつつあります。誰もが家庭にいながらにして、様々な情報を瞬時に得ることができ、またメールを活用することで、地域の中にフェイス・トゥー・フェイスの交流とは異なる新たな“電子コミュニティ”ともいべき交流が生まれています。さらに、銀行振り込み、チケット予約などサービス内容はますます多様化し、生活の利便性の向上に貢献しています。

自治体の行政サービスにおいては、紙媒体による市報に加え、ホームページやメールマガジンなどにより市民に多様な方法で情報が提供できるようになりました。また、電子会議室の活用も始まっています。本市においても、コミュニティFM、CATV等のメディアとITの活用によって、市民に対しさらに正確でわかりやすい情報を迅速に提供することが求められています。

国や他の自治体との関係に目を向けると、住民基本台帳ネットワークシステムが平成15年8月から本格稼働し、市町村の区域を越えて、住民票の写しの交付が可能になるなど、住民の利便性の向上が図られつつあります。また、国のネットワークと各自治体を結ぶLIGWAN（総合行政ネットワークシステム）の構築が進んでおり、ICカードで個人認証を行い、自宅からの電子申請ができる計画が進行しています。

このように情報化社会が進展していく中で、

以前にも増して個人情報の保護と同時に、情報漏えいや不正侵入、ウイルスによる攻撃などに対する安全対策の実施や防御システムの構築の必要性に迫られています。さらに、デジタルデバイド（情報化社会において情報機器を使いこなせる人と使いこなせない人との格差）を改善していく取り組みも必要になっています。

(3) 市民活動・NPO活動の活発化

阪神・淡路大震災や平成9年のナホトカ号流出油災害では、全国から参集したボランティアや市民活動団体の活躍がありました。これを一つの契機として制定された特定非営利活動促進法（NPO法）も5年を経て、認証を受けた団体数は1万4千を超えています。また、平成14年のワールドカップサッカー大会では2万5千人以上のボランティアの活躍が話題となりました。ボランティア休暇・休職制度や、NPO優遇税制など市民活動を支援する社会の仕組み、コミュニティビジネスや地域通貨など、地域社会への参加の手法も多様化が進んできています。

平成12年の地方分権推進一括法の施行によって、国と地方は従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変わり、地方自治体には従来以上に自主・自律の運営が求められています。そのような中、「国から地方へ」という地方分権の視点と、民でできることは民で行うという「官・公から民へ」の視点からなる「補完性の原則」に基づき、市民と自治体の関係を改めて問い直そうという動きが現れ、地域社会の課題に対し、何をどのように取り組むかという方法論や、自治体と住民との関係など基本的な事項を定めた「自治基本条例」「市民参加条例」の制定の取り組み

が一部で始まっています。また、長期計画策定の「武蔵野方式」をはじめとして、政策形成への市民参加も多くの自治体で行われるようになってきました。

地方分権や規制緩和の流れを受けて、福祉分野でも従来の公的部門だけがかかわる「措置」の手法から、「契約」関係へと大きく転換しています。契約福祉の枠組みでは、個人の尊厳に基づいて、自らの責任において、自ら選択し決定することが前提とされ、NPO団体を含む民間事業者が大きな役割を果たしています。武蔵野市においても、「テンミリオンハウス」の管理・運営をはじめ、公園、国際交流、保育サービス、犯罪防止など様々な分野でNPO団体、ボランティアグループの活動が活発化してきています。また、平成14年には市のコミュニティ施策全般について定めた新たな「武蔵野市コミュニティ条例」を制定しました。

今後は、公共課題への対応や公共サービスの提供を行政だけが担うのではなく、行政以外の市民やNPOなどもその主体となって役割を果たして行くこととなります。そのためにも、個人・NPO・企業・行政の各主体が担うべき公共分野を再検討し、新たな課題に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(4) 子どもを取り巻く環境の変化

少子化の傾向が引き続き進行していますが、本市においても、0歳から17歳までの児童数は、過去5年間で1,360人、7.2%減少しています（平成10年18,813人から平成15年17,453人）。また、全体の人口がほぼ一定の中で、世帯数は過去5年間で3,471世帯と、5.5%増加しており（平成10年62,831世帯から平成15年66,302世帯）、家族構成が2人

以下の世帯数の増加が顕著である傾向が進行しています。そのような中で核家族化の進行、近隣との関係の希薄化等を背景に、地域や家族における子育て力が低下し、親に育児不安やストレスがたまる原因となるとともに、児童虐待等の社会問題を引き起こす要因にもなっていると考えられます。

また、社会経済状況や生活環境、就労環境が変化し、親子の関係や家族のあり方にも大きな変化が現れています。家族がともに食卓を囲むことができない状況、コンビニエンスストアやファストフードに頼る食事など、食生活の乱れへの警鐘が鳴らされています。

さらに、少子化に伴い一人っ子が増えたため兄弟と遊ぶことが減る中で、家にこもってテレビゲームで遊び、リアリティのない世界で過ごすことが多くなる一方、他者とのコミュニケーション能力が低下し、体力がない子どもが増えていると言われています。また、いじめ、引きこもり、不登校などの社会現象も広がり、青少年が関係した凶悪な犯罪が各地で頻繁に発生しています。

完全学校週5日制は定着してきましたが、都市化とともに遊び場が減少し、子どもたちの居場所がなくなっている状況があります。また、「ゆとり教育」は基礎的学習にじっくりと取り組むためのものだったはずですが、その一方で学力の低下も指摘されています。

このように子どもたちを取り巻く環境はますます厳しさを増しており、子どもや子育てをしている親たちに対する適切な支援の重要性が高まっています。

(5) 実行段階に入った地方分権

平成12年4月に地方分権推進一括法が施行

され、地方分権は計画段階から実行段階に入りました。

図書館長に義務付けられていた司書資格（必置規制）が撤廃されたことにより、本市においては、公募によって図書館長を民間から登用したり、市の都市計画審議会に決定権限が与えられたことにより、魅力ある都市計画公園等の設置を市の判断で迅速に行えるようになるなど、徐々に地方分権改革の効果が発揮されてきています。

また、自治体改革の面からは、業績・成果主義、顧客優先主義、市場原理の導入、組織の簡素化という4つの要素からなる新しい行政経営の視点による政策評価や行政評価制度の導入が進んでいます。特に、規制緩和を中心とする構造改革特区制度の創設は、自治体の創意工夫を促す仕組みとして期待されています。

このように自治体の自己決定権が拡充され、地域の問題は、自己の責任で解決を図ることが可能となる条件整備が一部進みました。しかし、地方分権を実質的に保障する税財源の移譲は、平成16年度税制改正において、多少動きがあったものの、結果的に移譲の時期や具体案の提示は先送りされました。今後も地方分権改革を推進するため、市民や自治体が連携して、国や都に強力に働きかけていかなければなりません。

現在国が進めている「三位一体の改革」や都が策定した「第二次財政再建推進プラン」等が、今後、本市の行財政にどのような影響を与えていくか等に注意を払いながら、地方分権改革の趣旨に沿って、市民・行政がともに英知を結集し、創意工夫をいかした本市独自の総合的なまちづくりを進めていく必要があります。

(6) 深刻化する環境問題への対応

地球温暖化の進行や有害化学物質による環境汚染、ごみ処理の問題など環境問題の拡大・深刻化は依然止まる傾向を見せません。

このような環境問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄といった現在の社会経済システムや便利さを優先したわたしたちの生活スタイルに深く根ざしており、私たちの世代のみならず、次世代への深刻な影響が懸念される状況となっています。

こうしたことから、これまでのライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制や減量、再生利用に努めるなど、わたしたち一人ひとりが日々の生活を通じて、地球環境に負荷を与えないような方法を実践していかなければなりません。それと同時に、市民・事業者・市のそれぞれが協働して環境負荷の少ない社会の構築に向けて取り組まねばなりません。

市も、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設廃材リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法などの一連のリサイクル法に即した積極的な取り組みをさらに進める必要があります。

また、市は事業者としての責任を果たすため、太陽光発電、燃料電池などのクリーンエネルギーの導入、CO₂削減などに率先して取り組む必要があります。

さらに、公園など魅力ある緑地空間づくりや多様な生物が生息できる水辺環境の整備など、次世代に引き継ぐべき自然環境の保全と回復に向けた対策を進めていく必要があります。

V 計画策定の基本的な考え方

1 はじめに

(1) 討議要綱の目的

当策定委員会の発足に先立つ平成15年6月の施政方針において市長は、主要な政策課題として、1「市民生活の安全」のための総合的な施策の推進、2高齢者・障害者の自立支援促進型福祉の推進、3「身体・言語・自然」を重視した教育・子育て施策の充実、4緑化の推進と循環型社会の創設、5武蔵境のまちづくりの推進、6新たな吉祥寺計画の推進、7情報公開と個人情報保護の推進、8NPOなどの市民活動と中高年齢者の雇用創出を挙げていました。策定委員会もこれらが長期計画の骨格をなす重要課題であることに賛成です。

ただし、これですべてを網羅しているというわけではありません。課題を網羅した上で、具体的な計画に結実させるためには、議会をはじめいろいろなチャンネルを通じて寄せられる市民からの意見、第三期長期計画（第二次調整計画を含む）に関する市の自己評価および市の第四期長期計画事業計画等を素材にして、計画に際して検討すべき論点の全体像を打ち立てる必要があるのです。

このような全体像は長期計画策定にとって不可欠なもので、今後、具体的な事業計画の採否や優先順位づけの指針となるものです。そしてそれは、関係者の間で意見のやり取りを何回も繰り返すことで初めて姿を現してきます。そこでこの討議要綱では、すべての関係者が議論や批判をする際の手助けとなるよう、計画策定の拠りどころとなりそうな基本

的な考え方を示します。これは、市から得られた資料を基本に、策定委員の知見を加えて検討した結果、現時点の私たちが計画策定上重要と考える論点です。重要施策の候補も当然ここに含まれています。

(2) 人的サービスの質と倫理性

第四期長期計画の策定に際しての最大の問題の一つが、高齢者、障害者そして子どもに対する人的サービス・ニーズの膨張です。

（これは既に近年、扶助費の急増として市の財政を圧迫し始めています。）

これらは市民の生活を支えるサービスで、その多くは以前は家族が私的に行っていたものが、徐々に自治体によって肩代わりされてきたものです。しかし公的施策にのみ依存する対応には限度があり、このまま行けば遠からず行き詰まることは確実です。

対人サービスの特徴は、受け手である人間の一人ひとりの尊厳の尊重を本質的要件としてもっていることにあります。そもそもハンディを負う人の尊厳を重んじることは、すべての福祉施策の倫理上の要請であって、長期計画の大前提でもあります。

人の尊厳の感覚は極めて個性的で互いに違っています。しかもこの微妙な差が、その人の生きがいや活力を大きく左右します。そこで武蔵野市は、このような人間の根源的なニーズの違いに適合できるきめ細かなサービスを目指すべきです。このことは、これまで本市の多くの調査報告書等が掲げていることで、長期計画も早い時期（第三期長期計

画)から“生活の質”(quality of life)を問題にしてきました。

私たちはこれが容易なこととは考えていません。それはルールに準拠してなされる公的なサービス、いわば硬いサービスは、個人の微妙さに追従できるほどの解像度をもっていないからです。しかし、このような市民ニーズを掘り起こし、それにピッタリくるサービスを開発することは、結局はすべての市民の豊かさ、生活の質の高さにつながると考えられます。

2 持続可能な市政運営に向けて

日本社会全体が少子高齢化の進行と社会構造の転換の途上にあって、将来の見通しが非常に不確実な状況にあるわけですから、今期の基本構想・長期計画では、腰を落ち着けて、持続可能な市政のありようを見定める必要があります。そこで、計画対象期間である向こう10年程度にわたって計画が無理なく実現可能であることを確かめ、さらにはもっと将来に対しても後の世代にツケ回しをすることなく、なお発展できる余力を引き継げることを見極めることとします。

さて、持続可能性の第一には財政の問題があります。例えばこれは首都圏のすべての市町村に共通することなのですが、学校など多くの大型施設が更新時期に入ることや市職員が大量に定年退職することに伴う、相当な額の必要的経費があります。さらに人的サービスのニーズの急膨張と財政面での不確実性を併せ考えると、1の(2)のような福祉政策の理想の実現どころか不可欠なサービスすら賄いきれなくなる可能性は残り、持続可能性は現時点では明らかとは言えません。そこで効

率的・効果的な市政運営が必要となってきます。しかもそこで市に求められる力量は何でも丸抱えでこなすということではなく、武蔵野市の全ポテンシャル、つまり資産と人材をどこまで総合的に活かせるか、知恵と工夫が鍵になります。

(1) 行財政規律

武蔵野市は、現在までのところ、非常に健全な財政運営を行っていると言えます。しかしながら、今後10年、20年先をみると、労働人口の減少による税収の減少が予想される一方、財政的な需要は今後も高いものが予想されます。

市民が市の財政状況・経営状況を適切に評価し、政策の意思決定に参加するためには、責任ある財政運営と適切な事業経営に関する情報開示が求められます。これらの情報は、市の行政の執行においても行政評価や予算編成に活用され、経営改革の手段となるものです。

従来の武蔵野市独自のバランスシートを継続的に作成することと併せ、持続可能な財政運営の責任を果たすため、中長期的視点から財政運営に関する規律とアカウンタビリティの向上を定めることが望まれます。

1) 会計制度

武蔵野市は、先駆的に、平成11年度より発主主義会計に基づく財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書)を体系的に作成しており、さらに一般会計・特別会計・公営企業会計・外郭団体を含めた連結財務諸表を作成しています。事務事業評価においては、事務事業の行政コスト計算を行うなど、財政・経営状況の情報提供で先進的な試みを行っています。

重要な点は、財務管理数値を経営指標とし

てどう活用するかです。自治体間競争の時代を迎えて、地方自治法等の改正を待つまでもなく、独自の会計改革と活用方法を進めていくことが望まれます。

2) 監査・外部評価の活用

行政経営の改革と透明性の向上のために、外部監査制度、監査委員監査の強化（行政監査）、外部評価機関による経営評価・サービス評価の実施や支援などを研究する必要があります。

3) 関連団体の指導監督

財政援助団体には、適切な経営評価と効率性の向上が求められています。例えば、給与体系の見直し、補助金等・出向者数の削減、法人制度の見直しなどがあります。

4) 経営的視点からの市政運営

地方でできることは地方へという地方分権と同時に、民間でできることは民間へという規制緩和を進めることが、地域や市民の力を活性化するためにも重要です。例えば、公的機関が提供すべきセーフティネットのあり方（国、都、市はそれぞれどこまで住民の安心、安全を保障すべきか）や、その際、市がサービス供給の主体になるべきかどうかを判断する必要があります。市がサービス供給主体になる場合でも、供給コストを削減し、住民負担の増加を可能な限り抑える努力をしなければなりません。

自治の根源には、自己決定・自己責任に原則をおきながら、個人で解決できないときのサポートの順番を、個人→家族→地域・NPO→基礎的自治体→中間自治体→中央政府とするという考え方があります（補完性の原則）。これは武蔵野市の提唱する自助、共助、公助の考え方にも通じます。

市は、市民に対して税金の価値に見合うサ

ービスの提供が行われているかどうかを常にチェックしていなければなりません。サービスの供給においては、可能な限り市場原理や競争原理の導入を図り、事業コストの民間比較を行いながら、コスト意識と金利意識をもった事業経営を行う必要があります。

より効率的な経営を目指して、職員定数の削減、民間委託の拡大、指定管理者制度の活用、公共施設の有効活用、NPO・嘱託・委託・実費ボランティアの活用などを今後も進めていく必要があります。

5) 受益とサービスのバランス

昨今の社会の変化は速く、市民の生活スタイルもニーズも急速に変化しています。市の施策はいずれも、開始した時点では相応の意義を担っていた筈ですが、市民ニーズの変化に伴い意義が低下した施策や受益市民の範囲が狭くなりすぎた事業もたくさんあり、見直しが必要です。

受益者負担の適正化について、純粹に公共的な地域サービス（消防、警察など）は税金で賄うこととなりますが、特定の利用者へに便益が帰属するような選択的なサービスについては、経済合理性に基づく適正な受益者負担を設定していく必要があります。受益者負担の政策方針を明らかにし、受益と負担の関係を明らかにしていくことが必要です。経済合理的な基準では、地域住民（コミュニティ）が受ける経済的利益は税金で負担し、特定の利用者が受ける経済的利益は利用料金で負担することが基本となりますが、それに加えて、政策意図（環境負荷、機会の公平性など）を考慮した利用者負担のあり方を住民の合意に基づき決定していくことが重要であると考えます。

(2) 市政の生産性

不要不急のコストの削減は、より広い意味では市政の生産性の向上を意味します。もともと現市政は最初から、経営感覚の重視という旗印のもと、市政の生産性を重んじてきた実績があるのですが、今期はそれを特に持続可能性の観点から磨き上げていくことにします。

1) 収入の増加策

新たなサービス提供による住民負担（税金・利用料）の増加を可能な限り避けるために、市は自分で稼ぎ、収入を増加させることを考える必要があります。

また、納税者の公平性の確保から、市税、国保税の滞納対策を行うことや、国や都との連携を探ることも必要であると考えます。

2) 既存資源の整備と活用

武蔵野市には、公共施設が約 130 施設、延床面積で約 32 万㎡、一般会計の金額では有形固定資産が 2,096 億円あります。さらに、連結ベースでは有形固定資産が 2,607 億円あり、総資産の 87%を占めています（平成 14 年度末）。これらの資産のサービス提供能力を維持し、時代のニーズに合わせて更新していくことは重要な課題です。そのため、インフラ資産（道路、上水道、下水道）および公有財産について、サービス提供能力維持のための中長期的な維持・更新計画（アセット・マネジメント・プラン）を作成し、財政計画と対応できるようにすることが必要であると考えます。

3) ITの活用

これまでの長期計画が概して情報化に前向きであったのに対し、市は慎重な姿勢を崩しませんでした。これもまた一つの見識であったと言えます。情報化は明らかに高いリスク

を孕んでいるからです。ITの活用は、市政の生産性向上のキメテになりうる反面、情報漏えいなどの恐ろしさも潜んでいますから、生産性とともセキュリティは最大の問題です。

しかし「リスクから逃げることはできない。できるのは他のリスクに替えることだけである」というリスクマネジメントの原理の言うとおり、ネットワーク化を抑えたからといってその情報システムが、高いセキュリティを維持できているとは限りません。

情報の漏出であれウイルス攻撃であれ、現状でも実に簡単に起こりうる应考虑すべきです。

情報化ではネットワーク化が基調となりますが、ここには多くの利点とともに多くのリスクが潜んでいます。ですから生産性向上とリスクの総合判断から、その限度を慎重に見極めることが必要です。

さらに最も重要なことは、市政事務およびサービスの向上に徹底してこだわるべきことです。導入担当者は粘り強く実効性を追求し、真に費用対効果の高いシステムを立ち上げなければいけません。

(3) 市民参加からパートナーシップへ

市民の潜在的なボランティア意欲に对应していくことは持続可能な市政の成否を左右する課題です。市民に対するアンケート（平成 13 年実施）では、福祉のボランティア活動経験者の割合は約 2 割ですが、機会があればしてみたいと回答する市民は約 6 割で、福祉ボランティアに対する関心の高さがうかがわれます。また、ボランティア活動に対する市の支援として情報提供を挙げている市民が約 6 割います。これは、市政と市民の連携を有機的

に構築する取り組みが必要であることを示しています。

企業の社会的貢献が問題となってきたように、市民の社会的貢献も問われています。市民も市政に関与することによって市政に対する責任を共有できます。市民の主体的な市政参加を「市民パートナーシップ」と呼ぶとすると、先の市民アンケートに示されるように、それは世代を超えた市民の福祉力向上に貢献します。

1) 高齢社会のパートナーシップ

長寿社会の到来で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の孤独死といった問題も生じています。「市民パートナーシップ」は、家族の介護力が低下するなかで、地域の共助による高齢者・障害者の安全安心を維持していくネットワーク構築に役立ち、また、引きこもりがちな高齢者が、身近な人々とのつながりを主体的に保つことにもつながっていきます。

本格的な高齢社会に突入するとともに、高齢者のニーズは今後ますます多様化、高度化していきます。行政的資源を効率的に配分するには、単に民間委託を進めるだけでは不十分であり、「市民パートナーシップ」の確立が鍵となっていきます。今後の健康・福祉事業のあり方として、地域における市民の福祉力を基礎として、支援や介護を必要とする高齢者がサービスを受ける仕組みの構築が望まれます。

今後10年のうちに、いわゆる団塊世代が定年退職を迎え、地域に戻ってきます。この世代が円滑に「地域デビュー」を果たし、地域の大きな福祉力として活躍していくためにも、「市民パートナーシップ」を活発に推進し、有償も含め市民が市政に参加する環境を整え

る必要があります。

2) 世代間の協力

市民は、税金を納める納税者であり、サービスを受ける顧客であり、サービスを提供する主体（市との協働のパートナー、NPO、ボランティア）であり、政策の意思決定に参加する政策連携の担い手でもあります。このような様々な利害関係者の調整を行い、サービスの受益と負担に関して、世代間あるいは会計間の負担の衡平性を図ることが、市の大きな使命です。

市は、住民負担ができる限り増加しないように、供給コストを削減し、重要施策に税金を確保し充当することが求められています。市は、経営改革を推進し、サービスの質の向上と同時に経営効率の向上を行うことが求められています。そのためには、従来のインプット（予算）重視の行政運営から、アウトプット（活動）・アウトカム（成果）重視の行政運営へと転換を図る必要があります。

また、すべての住民にサービス提供の公平性を保証しつつ、サービスの質の向上と経営効率の向上を図るというサービス提供に関する方針を作成し、それを市の基本理念（公平性、生産性）として住民に約束することも必要であると考えます。

3 市民生活の安全

(1) リスクマネジメント

近年、テロリズムや犯罪が著しく増加しています。しかしそれだけでなく、経済活動の高度化や生活習慣の変化に伴い、私たち市民一人ひとりが多様で強いリスクに曝されています。市民生活の安全の確保は、現在、わが国のすべての都市の大きな課題になっていま

す。

既に取り上げられたものだけでも、犯罪、事故およびテロ、感染症、食品安全、情報セキュリティなど重大な問題が並んでいます。今後、市民からの意見を得て補強し、包括的で実効性のある安全なまちづくり計画を策定するようにしたいと考えています。

安全の問題は多岐にわたりますが安全にとって大切なことは包括的でなければならないということです。一部のリスクだけを取り出して集中投資をしても、全体としての安全向上にはなりません。

また、他の施策と違って、リスクが顕在化するかどうかには強い不確実性があるため、安全対策のニーズあるいは施策の効果が判断しにくいという問題があります。このような包括的なリスクの問題に対処するには、ばらばらな施策による対応では無理で、リスクマネジメントの諸原則に適合するよう市政の仕組みを整え、運用する必要があります。

実はリスク問題は、安全問題に限らずこれからの日本人が生きていくために大切な知識です。特に私たち市民に影響が大きいのは、自己責任の強調の潮流です。

(2) まちづくり政策と安全問題

地域ごとの防災性能を上げるためのインフラ整備を着実に実施する必要があります。防災のための道路、下水道などの整備は、災害時以外の平時の利用に資するものであり、まちづくりの防災面におけるユニバーサルデザインとも解釈できます。特に、発災時は避難路や物資輸送路となる道路は、ネットワーク全体を俯瞰しつつ整備する必要があります。スムーズな交通の流れは、生活道路の安全確保にも良好な住環境にも密接に関わります。

また、建築物の耐震診断、密集市街地の整備、公共空地や公園などの確保も進める必要があります。

一方、都市における防犯対策は、地域の市民による目配りと連携、つまり地域コミュニティの再生が有効です。コミュニティ形成を盛り込んだまちづくりのあり方を推進することが急務となります。

住宅地における死角のない見通しの利く街並みの整備など都市基盤のハード面における整備と、市民参加による施設整備・管理がもたらす地域への関心の高まりなどソフト施策との十分な連携を推進する必要があります。

(3) 防災センターの建設

他の自治体でも設置例は多くあります。しかし、いざというときに機能しそうでない欠陥品も少なくないのが実情です。作っておけば何とかなるというものではありませんので、実効性と費用対効果を厳格にチェックする必要があります。

防災センターはよく練られた地域防災システムがあって初めて生きるものです。そしてその地域防災システムの中核はソフト計画にあり、中でも災害対応を支援する情報システムが鍵となります。そこで高い実効性と信頼性と費用対効果をもつ災害対応支援情報システムを具える必要があります。

このシステムは、平常時のシステムと統合運用できるものでなければなりません。これは現在進められている事務のIT化の重要な課題になります。

4 健康・福祉

(1) 介護サービスのあり方と質の向上

高齢者や障害者が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、身近で気軽に相談でき、支援を受ける体制の充実を図り、自ら選択・決定ができる仕組みを改善していく必要があります。

介護保険制度が施行されてからも、市では全国的にも高い水準の在宅サービスを提供しています。しかし、軽度の要介護者やサービス利用が増加し、介護給付費が増大していることも事実です。また、障害者施策においても支援費制度が始まり、グループホームやショートステイなどの基盤整備や介護者の人材育成など、より一層の在宅サービスの充実が求められています。

今後も適正な介護サービスを提供していくために、サービスの向上を目指す事業者の支援、また第三者によるサービス評価事業の普及・啓発が望まれます。一方で在宅サービスの利用促進を目的とする市の助成制度の改廃など、適切な受益者負担について、検討する必要があります。

(2) 高齢者・障害者への支援

市は第二期長期計画期間から、現在のユニバーサルデザインを先取りする形で、多面的な支援メニューを工夫しながらノーマライゼーションの理想をめざしてきました。また第三期長期計画の TWCC (Total Welfare Configured City) の考えは、だれにもやさしいまちづくりをハード・ソフトの根幹から組み立てること (configuration) を市政に求めたもので、本市では、ハイモビリティ施策など高齢者向け・障害者向けと銘打たない多くの施策が、高齢者・障害者の生活の質を支えるよう制度設計されています。

高齢者・障害者が住みなれたまちで暮らし

続けることができるための基本的な施策である、施設の整備、福祉サービスをコーディネートできる人材の育成など地域におけるパートナーシップの仕組みづくり、保健・医療・福祉の連携、きめ細かな在宅サービスなどの生活支援メニューの開発、バリアフリー仕様の交通施設の整備とハイモビリティ施策、利用者や家族の立場に立った相談・支援体制と権利擁護体制、さらには心のバリアフリーなど事業計画は充実してきています。今後もこれら広範な施策を着実に前進させることが必要です。また広い範囲の施策の構想・計画に高齢者・障害者の参加機会を増やす必要があります。

障害者施策で最も効果が高いと見られる一般就労については、従来からの支援を充実するとともに、起業家精神に立った研究が必要です。

(3) 健康維持・増進、介護予防

いつまでも健康でいきいきと生活できる長寿社会が望まれるなか、若年期からの生活習慣病は増加し、要介護高齢者も増加する状況にあります。市民一人ひとりが健康意識を高め、主体的に健康維持・増進に取り組む仕組みが必要です。また、要介護状態にならないようにする介護予防プログラムや、要介護状態になっても、要介護度の進行を抑制する取り組みなど、一人ひとりの状況にあった支援策が望まれます。

さらに、趣味活動や就労により生きがいを持つことも健康維持・増進には重要です。学習・趣味・スポーツ活動などへの参加を支援する仕組みや、高齢者の知識・経験を生かした人材活用や就労への支援策が不可欠です。こういった社会参加を促進することは、健康

増進・維持だけでなく引きこもりの防止にもつながっていきます。

5 子育て・教育

(1) 家族の役割

人類の歴史においては、長い間、食事、子育てや介護はもちろん、教育までもがそれぞれの家族により担われてきました。それがこの100年ほどの間に、公的機関ないしマーケットを通じた民間業者により賄われる部分が増えてきました。特に近年は規制緩和や民営化の動きの中で、民間業者の参入が期待される傾向にあります。専門業者は、類似のサービスを繰り返し大量に供給することでコストを減らすことができ（規模の経済）、家族が行う場合より安上がりとなるように見えます。また、専門性を高める結果、内容・質が上がる面もあります。こうして家庭から外部へ、特に民間業者へのアウトソーシング（外部委託、外部からの調達）がどんどん進むこととなります。そしてこれにより、個々の家庭に恩恵がもたらされていることは事実です。介護などに文字通り救われた家族も多いと思われます。

しかし、この傾向の中で、家族の中には存在していた極めて大切な何か、お金では正當に評価されにくい何かがあるがどこかに行ってしまったということはないでしょうか。ここに問題があります。たとえば親から子へと、言葉以外の伝達方法もまじえながらじっくりと大切なものを伝えることができた共同作業の場と時間は、もうかなり前から無くなっています。また、その中で一人ひとりの違った感性がそれとして認められ、共同体の安堵感（いわば「和」）を体験し、コミュニケーション

能力や社会倫理を学ぶ場となっていた一家の団欒も得難いものになってしまいました。これは子育て・教育を考えるうえで重大な問題です。このあたりで家族の役割のアウトソーシングの意味を見直し、その功罪を考えてみる必要があります。

(2) 個人の自立

似たことは個人についても言えます。人間の身体にはもともと自己回復力や自分のことは自分で守れる力が備わっています。食品や身の回りの物の安全基準を高めることや薬、医者、衛生教育と、外に助けを求めることも大切ですが、自分の中に生まれながらに備わっているこうした力に着目し、これを高めていくことも、今とても大事になってきています。

教育においても同じようなことが指摘できます。有力な学説に、幼児は、ある時期になると自然に外界の事物にふと興味をひかれ、これに集中しようとすることがあるが、それは新しい能力を身に付けつつある極めて重要な学習作業の最中なのであって、静かにそれに熱中させてやるべきだ、というものがあります。こうして自発的に身に付けた能力はその人の本物の力になるとともに、そういう学習の積み重ねが一個の自立的な人格を形成する、同じ「能力」でも、押しつけやご褒美や競争心をあおって身に付けさせたものとは、本質的に違う何かがあるがそこには存在するのだ、というわけです。このように、カリキュラムや教材など外から与えられるものの重要性もさることながら、まずは本人自身の自ら生きる力、学ぶ意欲の集中・高揚を重視し、促す教育が必要となります。

(3) 言語と教育

武蔵野市では教育のキーワードとして「身体・言語・自然」を掲げています。（そして、ここには「心」も含まれていると考えられます。）このうち「身体・自然」については、これまでの長期計画でも議論が重ねられていますので、ここでは言語について述べます。言語には人間の人格と結びついた響きがあります。自立的な人間を支える要素として、言語による理解、言語による表現の重要性は言うまでもありません。

言語と教育を考える場合、言語能力が問題になります。言語能力には他人のことばを理解する受信能力と、自分のほうから他人に発話していく発信能力とがあります。（両者は、脳の中でも違う部分に関係すると言われていきます。）日本人は英語を読んだり理解する受信能力はあるのに、話したり書いたりする発信能力に欠けるといわれて久しいですが、外国人が日本の会社のトップになるなど急速にグローバル化が進んでいる現在、自分の意見をはっきりと発言できる日本人を育てなくてはなりません。発信能力の開発に重点をおいた言語教育の充実が早急に必要とされます。

先ほど子どもの内発的な集中を述べましたが、この集中・自立と言語との関係が問題です。この集中の対象は言語的なものとは限りません。（小さい子どもは観念的・抽象的なものより具体的なものに注目する傾向があるといわれますが、年齢とは別に各人の感受性の違いとも関わり、人により様々です。）ですから人間の知的な営みとか知的能力の豊かな可能性を踏まえた言語教育が必要です。例えば、今やコミュニケーションといえは電子機器上の文字や記号のやり取りが一般化していますが、その反面、文字にならない生の感

情や思い（非言語的世界）がどんどん切り落とされます。しかし、言語化の困難な領域にこそ生き物としての人間の一番深刻な問題が潜んでいます。同時にそこには、人間の豊かな生命力の源泉も存在しています。ですからこの領域に関わる能力とその教育にも注目する必要があります。結局、言語教育は「身体・自然」と一体として扱うべきだということになります。

(4) 持続可能な社会を目指して

今の社会に行きわたっている教育観の本音の中では、とにかくお仕着せの尺度による競争に勝ち、世間から認められ豊かになるという外側の目標ばかりが幅を利かせ、一人ひとりが自分の内なる生を全うすること、次の世代にも生を繋げていくこと（個体保存と種族保存）という、最も基本的な生命の要求の重要性が、十分認識されていません。これでは（国際的な）競争力すら身につかず、社会の持続可能性は望めなくなります。現在多くの識者がこの警鐘を鳴らしています。計画策定に際しては、マーケットや世間のたがからひとまず離れて、自然、それも外側にある自然とともに、内なる自然に心を向けていく必要があります。

6 市民・コミュニティ・広域協力

(1) コミュニティ

武蔵野市でのコミュニティづくりにおける最大の特徴は、コミュニティづくりに関わる市民の活動や行政の施策が、「コミュニティづくりの主体は市民である」という理念のもとに展開される点にあります。このことは言葉通りには、市民が人を組織したり、その運

営にあたりたりすることを意味しています。しかし、近所の人と挨拶をする、子どもの学校の行事に参加する、コミュニティセンター主催のイベントに顔を出してみる、さらにはインターネットでコミュニティセンターのホームページにアクセスしてみる、センター運営について意見をメールで送ってみる、といった日常の行為も、それが地域に良い関係を生み出せば立派なコミュニティづくりの活動です。

生き方、住み方の個性化が進み、プライバシーを重視する姿勢もあって、「隣は何をする人ぞ」の感がますます顕著になってきた昨今の風潮の中で、防犯・防災の観点から地域の助け合いを重視する考え方が強くなってきています。

今後、地域コミュニティは、コミュニティセンターの運営・管理をスムーズに行うという面だけではなく、安全・安心、高齢者や障害者の生活支援、子育ての見守りなど地域ごとの課題解決に向けてのコミュニティ活動へと広がっていくことが期待されています。そのためには、地域での情報交換、交流、楽しい雰囲気づくりなど、良好なコミュニケーションが必要となります。

(2) 男女の「家族的責任」

男女平等施策は子どもの人権にも通じ、施策をすすめることによって別の社会問題を解決していくことになります。1981年のILO総会は、「家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約」と勧告を採択し、日本もこの条約を批准しています。少子高齢社会を背景に、育児・介護休業制度がスタートをきりましたが、その実態は極めて不十分であり、実社会においては女性にかか

る育児・介護の負担はまだまだ大きいと考えられます。男性も子育てに積極的に関わることで男性自身が子どものかわいさや親子の絆を実感する幸せを享受することができ、それが家族の再生につながり、ひいては現在大きな社会問題となっている児童の虐待防止にとっても意味のあることではないでしょうか。そのためには育児・介護休業等を男性がとりやすくするため、様々な推奨策を工夫していく必要があります。

(3) 広域行政

補完性の原則のもと単独の自治体では対応が困難な課題の解決のために、近隣自治体との広域連携行政を進めていく必要があります。

四市での既存施設の有効活用は開始されていますが、さらに国際交流、文化事業、交通施策、たばこのポイ捨て規制、各種キャンペーンなど、広範な自治体で実施することにより大きな効果が望めることについて、その方策を検討し、市民サービスの向上へ結びつけていくことが望まれます。

(4) 交流事業

武蔵野市のような過密な消費型都市は、決して単立できず、水、食糧、エネルギー、生活必需品などを全国の生産地に依存しています。しかし、同時に就労、所得、文化、芸術、情報、教育、スポーツ、24時間生活など集積の利益も享受しています。

生産地である農山漁村は緑やきれいな空気、農作物や工業製品などかけがえのない価値を作り出していますが、同時に人々は都会的生活の利便性にも憧れて都会をめざし、過疎に悩まされています。生存の必要条件を欠く都会と、生活の十分条件を欠く地方がお互い

に欠けているものを補い合い、助け合っていくのが交流事業の目的です。

アンテナショップを通して武蔵野市が姉妹友好都市の東京に開かれた天窓となる一方で、武蔵野市民にとって心懸える第二の故郷が豊かな自然に恵まれた地方のあちこちにできています。

また、日本という国単位でみても、世界中から資源、食糧、エネルギー、製品などを買い付け、世界にまた商品として売りさばいています。私たちは世界の中で生かされている日本の立場を意識して、国レベルだけではなく、地方自治体や団体レベル、ひいては国民同士、市民同士が国際的な役割を果たしていくことを自覚しなくてはなりません。戦争や力によるものではなく、互助と共助によって他の国々や地域と交流していくことを目指す固い決意を武蔵野市から発信し続けていくべきです。

7 環境・都市基盤

(1) 環境形成とまちづくり推進の視点

1) 環境に配慮した循環型のまちづくり

環境に関する視点は、地球規模の問題から日々の生活に至るまで、様々なフェイズに存在し、良好な環境の維持と再生は、私たちの健康にも直結します。

身近な視点として、廃棄物の減量化は、市民も事業者もともに取り組むべき問題として、今期も重要な課題となります。本年開始を予定している家庭ごみの有料化は、ごみ減量化策の第一歩です。我が家のごみを少しでも減らそう、ごみの資源化に取り組もう、という市民一人ひとり、事業者毎の意識改革を推進する必要があります。

また、地球規模の視点として、ごみに直結する資源消費だけでなく、エネルギー消費や地球温暖化などにも思いをはせ、「循環型のまちづくり」を推進する必要があります。

2) 環境形成と環境学習

市は、市民やNPO、事業者との協働の機会や場を拡げ、市民、市内の学生や勤労者、来街者に至るまで、様々な人々の環境形成に対する意識を喚起し、具体的な行動につながる仕組みを作り、効果を上げていく必要があります。

また、子どもから高齢者に至るまで、様々な場面での環境学習と環境に関する情報の共有化が重要になります。小学生の視点から、中・高校生の視点から、地域に戻った団塊の世代の視点から...と、多世代にわたる市民の環境に対する意識改革が継続して保たれるような施策が必要です。そのため、様々な媒体を利用した「武蔵野の環境の状況」を多くの市民に訴える機会を作ることも重要です。

3) 実効性のあるまちづくり

市民が実感できる事業効果、投資効果のあるまちづくりを推進する必要があります。そのためにも、事業推進にかかる時間管理、コスト管理を徹底し、ともすると多大な財源を要し、継続的に行う場合が多い都市基盤整備事業に関する市民の理解を得るべく、市は、市民に対する説明責任を明確に果たす必要があります。

また、事業の採算性や有効性に関するフォローアップ調査なども行い、実効性の検証を行うことが重要です。

4) 多様な主体の参加と連携、役割分担によるまちづくり

「誰かがまちを整備してくれる」という受動的な感覚から、「自らが身近なまちに責任

を持ち、まちづくりに参画する」という、能動的な、主体性を持ったまちづくりに転換するべく、参加型のまちづくりの仕組みを作り、実効性のある計画立案のもと、着実に事業を推進することが必要です。

まちづくりにおける地域の力の増大や、コミュニティビジネスへの発展を考慮すると、行政、民間、公社という従来型の3つのセクターによりまちづくりの仕組みを論じ、役割分担などを検討することは実態にそぐわなくなります。そこで、行政が市民の信託に基づき進めるまちづくり＝パブリック、市民が個々に進めるまちづくり＝プライベート、NPO団体など公共的な役割を担うグループによるまちづくりを「新公共」＝コモンとして、この3者の参加と連携、役割分担と責任による新たな概念により、まちづくりを推進する必要があります。

5) 3 駅勢圏のまちづくり

第三期長期計画の期間を通して継続的に投資を行ってきた武蔵境駅周辺のまちづくりは、JR中央線連続立体交差事業の進捗に合わせた様々な事業の展開と共に、農水省跡地への新公共施設の設置など、本計画期間には、引き続き大規模な事業実施が予定されています。

吉祥寺駅周辺は、これまで昭和 62 年の北口駅前広場完成以降、大規模な投資は行っていません。しかし、吉祥寺の魅力を持続し、将来の発展につなげるためには、本基本構想・長期計画の期間に思い切った計画と投資が必要です。

三鷹駅周辺は、多くの低・未利用地が存在し、それらは未だ様々な可能性を有しています。本基本構想・長期計画期間内には、周辺の道路整備に加えて、これらの土地の利用構想を確立し、まちづくりに活かす必要があり

ます。

(2) 緑の回復

年々減少しつづけてきた市内の緑は、公園用地等の確保、公共施設への緑化や民有地への緑化指導などにより、徐々に回復しつつあります。本基本構想・長期計画期間内でも、緑のネットワーク化をより推進し、緑の計画が、点から線へ、そして今期長期計画期間内には面へと広げ、緑被率の向上が必要です。

(3) 吉祥寺新時代

1) 吉祥寺の魅力

吉祥寺は、お台場や丸の内、汐留や六本木ヒルズなど、次々と新しい都心の名所が生まれる中、自由が丘と並んで、絶えず何らかのメディアで取り上げられるまちです。

吉祥寺の魅力は、歩き回るのにちょうど良いサイズでありながら、大型店と個性的な個店のバランスが取れていること、井の頭公園が隣接しており都市機能と自然環境が両立していること、そして質の高い住宅街が後背地に控えていることなどにあり、吉祥寺が魅力的でありつづけるためには、これらの個性を活かしたまちづくりを進める必要があります。

2) 吉祥寺グランドデザイン委員会（仮称）の始動

吉祥寺の整備については、第一期長期計画以来、市は重点事業として取り組み、昭和 62 年には吉祥寺北口駅前広場を完成させるなど、継続的に整備を行ってきました。

本基本構想・長期計画期間には、本格的に吉祥寺新時代を迎えることになり、そのための「吉祥寺グランドデザイン委員会（仮称）」が近々立ち上がります。同委員会の成果は、効果的に事業化していく必要があります。

す。

3) ユニバーサルデザインのまちづくり

慢性的な自転車不法駐輪による徒歩での回遊の魅力低減、駐車場不足に対しては違法駐車防止条例などソフト施策による対応、南口のバス路線と歩行者通行の錯綜など、交通問題のなかには、依然として解消されていない根本的な課題があります。

歩き回りに適したサイズのまちである利点を活用するとともに、市民や来街者の高齢化や、ノーマライゼーションへも対応するため、このような課題に積極的に対応策を取る必要があります。また、整備にあたっては公共交通機関や道路などに限らず、地元事業者等との連携により、商業空間も含めた地区全体におけるユニバーサルデザイン化を推進し、「すべての人にとってやさしいまち」を目指すことが重要です。

4) 景観に配慮したまちづくり

吉祥寺の賑わいは、庶民的な雰囲気のお店やこだわりの品を置く店、店主のセンスをアピールするセレクトショップなど、様々な要素が共存していることにより醸成されていると考えられます。

まちづくりを進める際には、親しみやすく落ち着いた街並み、クオリティのある吉祥寺らしい街並みを演出するべくデザインにも十分配慮する必要があります。

5) 安全・安心な吉祥寺へ

市では、吉祥寺の環境浄化に早くから取り組み一定の成果を上げてきました。

しかし、依然として 嫌でも目に飛び込んでくる風俗産業の看板、ネオンや客引きに加え最近では店で働く女性をスカウトする黒服等つきまといによる勧誘行為が目立ち、吉祥寺のイメージを悪化させ、心地よさを低下させ

ています。そのため市では、安全パトロール隊（ブルーキャップ）を配置するなど、まちの安全・安心に対する施策を実施して、効果を上げていますが、今後も安心して歩ける街であり続けられるよう、市民やNPOなど地域の人々や関係機関と共に、粘り強い努力を続ける必要があります。

また、商業・業務機能への特化が進んだ結果、夜間は無人化する駅前周辺地区の保安問題なども検討するべき事項です。

(4) 武蔵境のまちづくり

JR中央線の連続立体交差事業の進捗に合わせて、駅舎づくり、高架下利用、北口駅前広場、農水省跡地の新公共施設、同北側の都市計画公園の各事業は、完成を見ることが予定されています。武蔵境の各事業の進展は、市民参加が大きなパワーとなりました。これからも、ここで得た市民参加のまちづくりのノウハウを継承し、充実したまちづくりに結実させることが重要です。

農水省跡地周辺に関しては、西側道路（銀杏並木の保存）の整備、南北一体のまちづくり、南口駅前広場と農水省跡地との一体的な景観の整備、跡地南側道路・東側道路を介したまちづくりなど、今後もきめ細やかな整備が必要な点は多くあります。

その他、武蔵境駅圏内の亜細亜大学との連携や、駅から武蔵野赤十字病院へのアクセスのユニバーサルデザイン化など、武蔵境ならではの立地を活かしたまちづくりの展開も考えられます。

仙川は、市内唯一の河川であり、親水性を高めながら再生を目指して、積極的に計画を遂行する必要があります。

VI 分野別検討課題

1 健康・福祉

(1) 保健・医療・福祉の連携による介護予防施策

平均寿命が世界最高水準にある一方、若年層の生活習慣病の増加が大きな社会問題となっています。健康増進や疾病の予防に重点を置いた対策を推進するとともに、医療費や介護保険費用を抑制するために保健・医療・福祉の連携による介護予防施策を展開していく必要があります。

武蔵野市健康推進計画（仮称）では、「食生活・運動・休養・喫煙・飲酒・歯」などについて健康管理の目標値を設定し、市民の健康に対する意識を高め、だれもが容易によりよい健康習慣を実践できるよう検討していきます。

市民が自覚を持って健康管理や健康維持増進に取り組めるよう、従来の健診をより効果的な内容に改善していきます。また、健診結果を効果的に活用するために、健康教育、健康相談などのフォローアップの仕組みを充実します。

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしているよう、シニア活力アップ推進事業を展開し、多様な運動プログラムを提供していきます。また、これらの市民の生活習慣改善や健康づくりを総合的に推進していくための仕組みづくりについて研究します。

(2) 生きがい活動の推進

今後、多くの団塊世代市民が高齢者の仲間入りをすることを考えると、高齢者の学習・

趣味・スポーツ活動を充実させ、生きがい増進と社会参加の促進を図る必要があります。高齢者パソコン教室や、ふれあいサロン等の小中学生との世代間交流事業を拡大するとともに、デイサービスセンターなどの福祉施設を活用した三世代交流事業を検討します。

高齢者の知識、経験を生かした就労を支援するために、引き続きシルバー人材センターへ助成を行います。

障害者の一般就労への支援を行うために、障害者人材センターの設置を検討します。さらに通所授産・更生施設や小規模授産所の設置を支援し、福祉的就労の場を拡大するなど、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

(3) 地域で支え合う福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者が住みなれたまちで暮らし続けることができるよう、地域における共助の仕組みづくりを積極的に支援します。具体的には、コミュニティセンターや福祉施設等を活用し、地域の福祉活動がより活性化するための仕組みづくりや、地域の福祉活動をコーディネートする人材の育成を支援していきます。また、高齢者や障害者が地域に温かく迎え入れられて生活できるよう、心のバリアフリーを推進します。

(4) 地域の人材やネットワークを活かした地域生活の支援

高齢者が地域で安全に安心して生活できるよう、地域の人材やネットワークを活かした生活支援を進める必要があります。

高齢者の安全安心を確保し、孤独死を防ぐために、安全安心助け合いネットワークを整備します。また、地域の人材を活用し、高齢者の閉じこもり防止や介護予防につながるテンミリオンハウス事業や移送サービス（レモンキャブ）事業をさらに拡充していきます。

新たに、空き店舗等を活用し、だれもが気軽に立ち寄ることができ、高齢者の閉じこもり防止や世代間交流の場となる拠点づくりについて研究を進めます。また、地域に点在する様々な施設が保有する機能をネットワークで結び、利用者が必要とするすべてのサービスを地域内で提供できるような仕組みづくりに取り組みます。

(5) 相談・支援体制の充実

高齢者や障害者の権利を尊重し、必要な支援やサービスを効果的・効率的に利用できるように、利用者や家族の立場に立った相談・支援体制を充実させることが必要です。

そこで、福祉公社で実施している権利擁護を行う体制を支援するとともに、福祉サービスに関わる各窓口を連携させ、苦情解決のためのサービス調整機能を強化します。障害者の在宅生活を支え、情報提供を行う生活支援センター事業をさらに推進して行きます。

高齢者の生活を地域で支えて行くために、在宅介護支援センターの機能の充実を図るとともに各在宅介護支援センターの連携を強化します。また、在宅介護支援センターと民生委員や地域社協など地域の福祉関係機関との連携をさらに深め、在宅高齢者や障害者の生活を支援していきます。

(6) サービスの安定供給と質の向上

利用者が高齢者保健福祉サービスや介護保

険を安心して利用するためには、サービスの質を向上させるとともに、サービスの安定供給が必要です。

第三者機関による公正でわかりやすいサービス提供事業者の事業評価を行い、その結果を利用者や介護者に提供します。また、利用者が目的に応じて質の高いサービスを選択できる仕組みを整えます。

介護サービス事業者に対し、研修会の開催や利用者に対する情報提供ガイドラインを作成することで事業者の質の向上を図ります。また、必要なサービスが適正に提供されたかどうかを検証するとともに、需給バランスの確保を図ることにより、真に必要なサービスが高い質で供給される体制を整えます。

(7) 障害者への在宅サービスの充実

重度身体障害者や精神障害者のグループホームや、知的障害者が在宅生活へ移行していくための体験型グループホームの整備を支援するとともに、ショートステイ及びデイサービスを充実させ、障害者の在宅生活を支援します。

ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者等を養成する講習会や研修を実施し、介護者の人材育成を行います。また、心身障害者（児）の余暇活動の充実を図るため、既に地域で実施されている健常者（児）の活動に障害者（児）が参加できる仕組みを研究します。

(8) 痴呆性高齢者の支援施策と予防研究の推進

痴呆性高齢者が住みなれた地域でその人らしく暮らし続けていくために、痴呆性高齢者グループホームの整備を支援します。また、

高齢者の痴呆発症やその進行を遅延化させることを目的とする多角的な研究を行い、痴呆の予防に積極的に取り組みます。

(9) 福祉施設のあり方の検討

高齢化率など市政を取り巻く情勢の変化を見据えながら、基盤整備を効果的に行う必要があります。この観点から、福祉施設のありかたについて検討を進めます。

2 子ども・教育

(1) 子育て支援施策の充実

次代を担う子どもたちの健やかな発達は、子どもを持つ家庭だけではなく、社会全体で取り組まなければならない重要な課題となっています。今後は長期的な視点に立って、子育て施策の基本的な考え方について議論していきます。

0123施設に関し、事業の検証と事業拡充の検討を進めるとともに、地域の子育て支援ニーズを考慮しながら、武蔵境圏への0123施設の検討に入ります。

また、境幼稚園については、幼保一元化の検討が行われていますが、子育て支援施設の再配置を検討する中で、社会状況を踏まえ、早急に廃止を含めた見直しを行う必要があります。

(2) 児童虐待の防止と子育て家庭への支援

児童虐待事件の多発や子育てに不安を持つ家庭が増加するなど、子育て家庭への支援の強化が急務であることから、子育てSOS支援センターを中心とした子育て支援関係機関とのネットワークの強化や地域住民による子育て支援リーダーの養成、コミュニティセン

ターなどを利用した親子広場の充実など、地域の子育て力の向上を図ります。

(3) 多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化に対応できるよう、子どもの健全育成に配慮しつつ、短時間、定曜日、夜間等、多様な保育サービス体系を構築するとともに、保育所入所年齢定員枠の見直しや年度途中の入所受入れなど、必要な人に適切な支援が行えるような保育施策の検討を進めます。

(4) 家族に関わる施策の研究

子どもの外泊に親が気づかないことから事件に巻き込まれたりするように、児童虐待、非行、不登校、引きこもりなど現在の子どもをめぐる様々な問題の根底には「家族」の崩壊と地域コミュニティの希薄化があると考えられます。今、家族のあり方が問われています。そこで、行政の関与が困難である家族の問題に地域や行政がどう関わって行くことができるのか研究を行います。地域全体で、親を育てていくという新たな視点から、親のグループ活動の支援や、将来、親となり子育てをする世代を対象とした各種講座や体験学習などの実施について検討します。

(5) 「食育」の推進

家庭において健全な食生活を送ることは、子どもの発育にとって何より重要です。そこで、家庭での「食」に対する意識の高揚を図るため、子どもの食に関するキャンペーンなど市民への働きかけを積極的に行います。

また、学校においては、栄養士による栄養指導など、食に関する知識の習得や望ましい食習慣の確立を図ります。

(6) 自然体験の体系的推進

子どもの実体験不足を解消するため、各年代の子どもたちがそれぞれに合った自然体験活動ができるよう、子どもの年代別に、自然活動プログラムを体系的に整備し、自然体験活動を充実していきます。また、親子が共通の自然体験活動などをするを通じたふれあい、絆を強めることを目的とした事業を実施します。

(7) 青少年の居場所の確保

小学生が自由に集える居場所として、市内全小学校において地域の人との協働の取り組みによる「地域子ども館・あそべえ」の充実を目指します。

中高生の活動拠点に関しては、武蔵境に建設される新公共施設の活用を検討するとともに、ボランティアリーダーの養成など地域での活躍の場の充実を図ります。

(8) 「確かな学力」の向上

小中学校においては、少人数指導、ティームティーチング、習熟度別指導などを効果的に組合せ、基礎的・基本的内容を確実に定着させるとともに、個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の学習意欲を高めていきます。

(9) 「身体・言語・自然」を重視した教育の推進

「身体・言語・自然」をキーワードとして、体力の向上や部活動の活性化などを行います。また、子どもたちの国語力の向上や学校図書室の活用推進などを図るとともに、セカンドスクールの充実やプレセカンドスクールの全校実施、身近な自然を活用した体験学習などを行います。

(10) 学校施設の更新

給食調理場など老朽化が進みつつある学校施設については、民間委託も視野に入れ再整備計画を作成します。また、旧桜堤小学校の活用方法についても検討します。

(11) 生涯学習施策の拡充

市民の生涯学習への高い意欲に応えるため、武蔵野地域自由大学を核として、様々な学習機会の一層の充実を図ります。また、市の歴史を知るための生きた教材として、市が保有している文化財や民俗資料は、インターネットを利用した公開を検討します。

図書館については、農水省食糧倉庫跡地に西部図書館の機能を移転・拡充した図書館機能を中心とする新しいタイプの公共施設を設置します。また、情報化、生涯学習社会に対応したサービス向上を図るためこれからの図書館運営のあり方についても検討を進めます。

3 環境・市民生活

(1) 持続可能な都市の形成

地球規模の環境問題が深刻化するなか、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムと資源多消費型のライフスタイルの変革を早急に行っていかなければなりません。

そのため、環境に配慮したライフスタイルの提案や事業活動（環境経営）の普及促進、環境学習などを通じて、市民一人ひとりの意識啓発に取り組むとともに、家庭やオフィス・店舗等への新エネルギーの導入を引き続き推進します。

また、ごみの減量・資源化を進めるために、市民・事業者・行政の三者が協力できる体制づくりを推進し、それぞれの立場・役割を踏

まえた施策を検討・実施します。ごみ問題に無関心な市民への啓発や、子どもたちへの環境教育も、重点的に取り組みます。

なお、昭和 59 年に稼働したクリーンセンターは、将来の建て替えへ向け研究を進めます。

(2) 緑豊かな都市環境の創出

現在、市民一人当たりの公園面積（4.4㎡）は、都市公園法に定める目標値（10.0㎡）や武蔵野市緑の基本計画の目標値（11.9㎡）に遠く及ばないため、今後とも、公園・緑地の量的な拡充を進めていきます。

多様な市民ニーズに応え、質の高い良好な都市環境を創出するため、特色ある公園づくりや緑化推進事業を市民と協働で展開します。そのため、緑に関する相談、環境教育の充実、ボランティアリーダーの育成、グリーンマスター制度の運用など、多くの事業で市民の主體的な活動が期待されており、これらの拠点づくりについて検討を進めていきます。

また、市民農園は、市民に安らぎや潤いを与えるために重要な役割を果たしていますが、現在、市が管理運営する農園だけでは市民の要望に十分に答えられないため、農業者自らが開設し、管理運営を行うかたちの市民農園に対し支援を行います。

(3) 身近な自然の回復と保全

環境問題を地球規模で考え、身近な場所から実行していくため、市内の水と緑のネットワークを形成する仙川水辺環境整備事業（仙川リメイク）やビオトープ整備事業をさらに進めていきます。

また、多摩地域の森林の保全と活用を目的とする「二俣尾・武蔵野市民の森」事業を継続して実施するとともに、子どもたちの自然

体験活動ができる場として活用方法をさらに研究します。

(4) 商工振興

商店街を取り巻く環境は、生活者のライフスタイルの多様化や商業集積地間の競争激化など様々な課題に直面しています。さらに魅力あふれるまちであり続けるために商業の活性化を図ります。

全市に町会が組織されていない本市にとって、地域の商店会が果たす役割は、単に商業のみならず防災、防犯、美化、環境問題等あらゆる市民生活に密着しています。地域で活動する路線商業の活性化を図るため、商店会連合会等関係者と連携し、効果的な対策を構築します。

武蔵野市の顔である吉祥寺では、平成 15 年度に商業関係者の参画を得て「吉祥寺ランドデザイン委員会（仮称）」を設置する予定であり、吉祥寺新時代に向けたまちの将来像について官民一体で議論を深め、これをもとに魅力的で活力に満ちた商業環境の整備に積極的に取り組みます。

また、武蔵境駅周辺は連続立体交差事業の進捗に合わせて、中心市街地活性化基本計画による商業活性化を図り、大型店に対抗できる個性ある商店会づくりを支援します。

(5) 都市観光の推進

都市公園、文化財、吉祥寺商店街など、身近にある観光資源の活用を図り、観光的な側面から、まちの魅力を発信するとともに、商業振興とリンクした都市観光を進めます。

(6) 消費者活動の推進

多様化・深刻化する悪質商法被害、とりわ

けインターネットや携帯電話を利用した犯罪被害者の低年齢化などに対し、早期の消費者教育が必要です。また、地域での連携を強化し、情報の共有化を図って、被害の未然防止を図ります。特に独居高齢者等に対して、民生委員、地域福祉活動推進協議会（地域社協）等関係団体との連携を強化します。

消費者、生産者、事業者、行政が食の安全に関する理解を深め、情報交換や啓発活動を通じ、消費者がリスクを認識し、正しく選択するための情報や知識の普及を図ります。

(7) 安全・安心なまちづくり

児童施設中心にホワイトイーグルが実施している巡回パトロールに加え、さらにきめ細かいパトロールの実施により防犯性の高いまちづくりを推進するため、自転車によるパトロールの導入や、ホワイトイーグル及び警察との連携を図り、市内の安全確保に努めます。

(8) 防災態勢の強化

災害はいつ襲ってくるか予想できません。震災時等の災害対策活動拠点整備のために防災センターを設置し、避難所機能向上のための災害対策用井戸の設置を継続します。また、震災時の消防水利を確保する防火水槽を設置するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織育成や組織間の交流・連携を図り、市民の防災活動へのサポート体制を推進します。さらに、災害時に備えた食糧等備蓄品の整備・拡充を図るとともに、情報収集連絡態勢をより確実なものとするために地域防災無線システムの利便性を向上します。

(9) 地域活動の支援

市民の誰もが自由に活用し、豊かなまちづ

くりを進めるための自主的活動拠点としてコミュニティセンターの活性化を図り、IT化を進め、通信ネットワーク等を通じて各コミュニティセンターの情報の公開に努めます。また、NPO団体支援のために、団体と行政との協働や自立促進を図ります。さらに、男女共同参画を推進するために、社会の変化や市民の意識を十分把握し、市民参加により研究・議論を深めます。現在ある「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」は、そのあり方や役割を再検討し、自主運営の組織として自立を支援します。

(10) 都市・国際交流の推進

同時多発テロや新型肺炎SARSの発生など、国際交流事業の実施に重大な影響を及ぼす社会現象が起きていますが、感受性豊かな青少年期に異文化に触れ、国際経験を積むことは将来を担う人材を育成する上で大変重要なことです。今後とも、安全性に十分配慮しながら事業を実施します。さらに、市民レベルでの国際交流、協力事業が広く図れるよう国際交流協会の組織を見直したうえ、市との連携を強化します。

国内交流事業では、8つの姉妹友好都市の多くが近隣自治体と市町村合併を予定しています。今まで積み重ねてきた交流の実績を基に、合併後もお互いの住民同士の友好関係を築いていきます。

(11) 市民文化・生涯スポーツの振興

多くの市民が多様な文化・スポーツに親しみ、豊かな市民生活を送ることができる仕組みづくりを進めます。

歴史資料館は、引き続き検討を進めます。武蔵境駅前の農林水産省食糧倉庫跡地には、

図書館を中核として様々な機能が融合した知的創造拠点としての施設を設置します。平成17年度オープン予定の吉祥寺シアター（仮称）では、現代演劇・ダンスに特化した劇場として新たな市民文化の創造を目指します。

スポーツについては、生涯スポーツ社会を目指して市のスポーツ施策を多角的に検討します。また、総合体育館を中心に、より充実した体育施設の整備を図り、顧客満足度を高めていきます。

(12) 市民サービスの利便性の拡充

1) 総合窓口の検討

「市民を歩かせない、待たせない、わかりやすい窓口」を目指し、戸籍・住民登録・国民健康保険・国民年金・税務・福祉などの関係窓口を機能的に配置することにより、さらなる利便性が図れるよう検討を進めます。

2) ニーズにあわせた市民サービスの提供

戸籍の作成時間の短縮や待ち時間の減少を図るために、戸籍事務の電算化について検討します。また、国民健康保険税等の納付方法は、市民の利便性を図るためにも多様化を研究します。

3) 武蔵境市政センター改築の検討

平成2年7月に開設された武蔵境市政センターは、JR中央線連続立体交差事業の完成や武蔵境駅周辺まちづくりとの関連のなかで改築等を検討します。

4 都市基盤

(1) 多様な主体の参加と連携によるまちづくりの推進

多様な主体の参加と連携によるまちづくりを推進します。また、まちづくりに関するデ

ータベースを構築するとともに、市民が進めるまちづくりを支援するための仕組みを検討します。

(2) 地域の個性や風土を活かした特色あるまちづくり

需要対応型のまちづくりから政策誘導型のまちづくりへの転換を図るため、全市的や圏域ごとのビジョンに基づくきめ細かなまちづくりを実施する必要があります。

そこで、市民（住民、企業、団体、NPO、ボランティア等）と市の連携により、地域ごとのビジョンづくりを推進するとともに、用途地域の随時見直しや特色ある都市景観の形成、地区計画等を活用した身近な地域レベルのまちづくりを検討します。

(3) 事業効果・環境共生・ユニバーサルデザインの視点を大切にしたまちづくり

市民に対する説明責任、将来的な財政展望の視点から、事業費の重点的な配分による事業効果を実感できるまちづくりを進める必要があります。

また、事業効果を実感するという意味では、身近な地域におけるまちづくりを推進する必要もあります。

さらに、環境共生やユニバーサルデザインも、まちづくりの重要なポイントになっている状況から、これらの視点を重視し、計画的にまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心まちづくり

都市における防犯対策の大きな課題の一つは、地域コミュニティの再生とも言われることから、死角のできにくい安全なまちづくりを継続するとともに、身近な地域への関心を

高めるための施策について検討します。

また、生活道路への通過交通の流入は、街の安全性や快適性を阻害するため、道路交通ネットワークの見直しや人にやさしい道づくりなどを推進します。

(5) 住宅政策の充実

セミナーの開催や交流会への支援などに加え、適正な維持管理や老朽マンションの円滑な建て替えに対する支援策の検討など、マンション対策の拡充を図ります。また、民間賃貸住宅や住生活に関する情報のネットワーク化や高齢者等の居住継続に対する支援策の検討などを行います。

太陽光発電設備の設置に対する助成やエコライフ体験機器の貸出し、「えこらぼ家楽塾」や講習会・見学会の開催など、環境に配慮した住まいづくりを引き続き推進します。また、住宅の耐震性や防犯性を高める施策に取り組みます。

大規模団地の建て替えは、公団や東京都と密接な連携を図り、周辺地域と一体となった良好なまちづくりを推進します。

(6) 快適な移動環境の整備

本市では、第三期長期計画に TWCC の理念を掲げ、先進的にバリアフリーのまちづくりに取り組んできました。今後の高齢社会への対応と、ノーマライゼーションの理念を実現するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

公共交通機関を利用した移動環境を改善するために、交通バリアフリー基本構想に基づき、吉祥寺・三鷹各駅への下りエスカレーター、エレベーターや多機能トイレの設置、関係機関との連携による交通信号の音響式信号

機への改良やノンステップバスの導入などを実施します。

また、ムーバスは、本計画期間内に第 1 号路線開設から 10 周年を迎えるため、ネットワークの完成を目指し検討を進めます。

(7) 道路ネットワークの整備

都市計画道路、狭あい道路、市道などの道路整備事業は順調に進展していますが、今後とも市民に事業の必要性・事業効果を十分に説明し、理解を得ながら整備を進めるとともに、沿道のまちづくりについても検討・実施します。

多摩地域全域に共通する南北方向の道路問題は、JR 中央線連続立体交差事業に合わせた道路整備により、徐々に解決されつつあるので、次の時代に向けた幹線道路ネットワークの再検討や、東西幹線道路の整備について関係機関への働きかけを行います。

外かく環状道路については、大深度地下方式に国と都が構造を方針変更したことにより、大きく状況が変化しているため、時代の変化に合わせた多角的な議論を継続し、積極的に対応するとともに、国や都に働きかけます。

(8) 水質・セキュリティ・水環境に配慮した上下水道の整備

水道事業は、今後とも水質やセキュリティを重視し、安全でおいしい水を安定的に供給するため、計画的な配水管網の整備や浄水場施設の機能更新などを実施するとともに、長期的な視点に立った効率的な経営及び計画的な施設改善を実施するための財政計画を策定します。

下水道は、施設の老朽化対策、震災や集中豪雨への対応も考慮した改修を計画的に行い

ます。

また、合流式の下水道管による水質汚濁、衛生問題、ポンプ場への負荷という様々な問題を根本的に解消するため、大規模な雨水貯留施設などの設置や分流式への変更について、財政的な問題も含め、今後調査研究します。

(9) 吉祥寺圏の整備

吉祥寺が今後も持続的に発展していくためには、今まで培ってきた魅力を増幅させるとともに、新たな魅力を創出する必要があります。そこで、「吉祥寺グランドデザイン委員会（仮称）」を設置して、吉祥寺の将来像を構想し、吉祥寺新時代に向けたまちづくりについて、ハード・ソフトの両面から議論を深めていきます。

これと並行して、4つのゾーンごとの整備に関しては、特色を活かしながら、以下の事業等を引き続き推進します。

- ① イースト吉祥寺：吉祥寺シアター（仮称）の建設と市道 298・299 号線の整備。地区の活性化方策の検討。末広通りの電線類地中化と歩行空間整備の検討。
- ② セントラル吉祥寺：北口マーケット地区の整備方針の検討。
- ③ パーク吉祥寺：南口暫定広場の整備とパークロードの歩行者の安全性・快適性の向上。吉祥寺駅南口周辺再整備構想の策定。井の頭公園へのアクセスの向上。
- ④ ウェスト吉祥寺：商業エリア内の道路のカラー舗装化や歩行者の安全性・快適性向上策の検討。

このほか、吉祥寺における安全・安心を図るため、F&F ビルの耐震補強を実施するとともに、雑居ビル等を対象とした建物査察や指導等による防災対策、防犯対策を引き続き

推進します。

また、駅周辺の放置自転車、荷さばき車両や駐車車両などによる交通渋滞の解消のため、引き続き交通対策を推進します。

さらに「安心、清潔、楽しいまち吉祥寺」をスローガンとして、迷惑喫煙、ポイ捨て、落書きを防止する施策を進めます。

(10) 中央圏の整備

三鷹駅北口周辺は、基本的な都市基盤は整っています。しかし、低・未利用地が散在し、民有地の状況によって、今後、大きくまちが変貌する可能性があります。そのため駅周辺地区のまちづくりに関しては、土地利用のガイドラインなどについて総合的に研究します。

また、北口補助幹線道路やかたらいの道を引き続き整備するとともに、玉川上水の景観にも配慮しながら都市計画道路 7・6・1 号線の整備を進めます。

(11) 武蔵境圏の整備

J R 中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業は、関係機関に対し、市民生活への影響に配慮した事業推進を求めるとともに、事業の完成に合わせて、市民活動の成果を反映した駅舎づくりや高架下利用の推進、駅北口周辺の区画道路や都市計画道路 3・4・24 号線（天文台通り）の整備、都市計画道路 3・4・27 号線（北口駅前広場）の整備などを実施します。

また、J R 中央線の複々線化（地下線）の事業実施を、関係機関に働きかけます。

農林水産省食糧倉庫跡地には、「知的創造拠点」として図書館機能を中心とした施設を設置します。

5 行・財政

(1) 時代のニーズに合ったサービス手法の展開

生活様式や企業活動の多様化、ITの日常生活への浸透を背景に、行政サービスの提供のあり方も市民のニーズに合わせて仕組みを見直す必要があります。窓口サービスを拡充するため、窓口開設時間の延長や拡大、コンビニエンスストアなどの利用を検討します。同時にITを活用したサービス提供も含めて、利便性の向上に取り組めます。

(2) 行政の透明性の確保と市民参加

市の業務のIT化の進展に伴い、市の保有する情報資産を確実に保護する仕組みとして、外部監査を推進するとともに、情報セキュリティ基本方針を全職員に徹底します。一方、誰もが簡単に検索し、公開が可能となる公文書のデータ化について検討します。

市民参加については、事業計画段階からの参加の機会の拡大など、市民ニーズに的確に応えられる体制を作ります。

(3) 市政・地域情報の提供と活用

情報収集の主要な手段としてインターネットを利用する市民が増えています。市のホームページの内容をさらに充実させていきます。また、メールを活用し、「子ども」「スポーツ」など希望者に必要な情報を特定して送る方法を検討します。市や地域に関する情報をわかりやすく、整理された形で市民に提供するため、地域情報コーナー、市政情報コーナーの充実を図ります。

(4) 健全な財政運営

本市では、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）、コスト意識をもった行政経営の観点から、早くから独自のバランスシートを作成などに取り組んで来ました。今後も財政規律のある、持続可能な財政運営に努めます。

また、今後、歳入は減少傾向にあると見込まれます。限られた財源の中で歳入に見合った財政構造への改革が必要です。受益に見合った適正な負担の観点から、使用料、手数料等をはじめ、業務やサービスのあり方まで含めた見直しを行います。公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されたことに伴い、財政援助出資団体の効率的な運営と市民サービスの向上を図るため、団体のあり方について検討を行う必要があります。

(5) 効率的で柔軟な行政運営

「国から地方へ」「官・公から民へ」という視点からなる「補完性の原則」に基づいて行政と市民との役割分担を見直すとともに、組織のスリム化を図り、民間・NPOへの業務委託を拡大します。

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、ITを活用した事務事業の見直し、定員管理の適正化、社会状況の変化に対応した柔軟な組織の構築、スリムで機動的な組織体制の確立など、組織の見直しを引き続き行います。また、新人事制度基本方針や目標管理制度などにより、これからの時代に要請される職員育成を積極的に進めます。

行財政運営に関する基本方針を策定し、その方針に基づいた市政運営を進めます。

(6) 地方分権等への的確な対応

地方分権推進一括法の施行により、国の関与が縮小し、構造改革特区導入などの規制緩和も進められています。また、補助金の廃止、税財源の移譲など、市に直接的な影響を与える制度改正に止まらず、地方自治の根幹を揺るがす制度改正も検討されています。これらの動きに対しては、住民福祉、市民サービスの向上の観点からの確かつ速やかに対応していくことが必要です。国や東京都の動向を注意深く見守り、情報収集や研究に努めるとともに、庁内体制を整備します。

(7) 公共施設の計画的整備の推進

公共施設については、合理的かつ適正な保全計画に基づく整備を進め、今後増加する維持管理費の抑制と施設の耐用年数の延伸を図ります。また、既存施設における省エネや環境に配慮した維持管理費の削減手法、さらに新たに建設する施設については、建設費及び維持管理費の削減手法を研究し、コストの低減化を図ります。

VII 財政計画の指針

(1) 日本経済の動向

日本経済は依然として低迷状態にあります。政府は、これまで度重なる経済対策を打って、需要追加を図ってきましたが、そうした政府支出動向は、短期的には景気を支える効果はありましたが、景気回復を持続させる効果はなく、結局長期低迷から脱出することはできませんでした。一方、税収の減少と相まって、国と地方の長期債務残高は平成 16 年度末で 719 兆円、対国内総生産（GDP）比 144%となる見込みです。他の先進国に比較すると大変高く、地方財政にも大きな影響を及ぼしています。

こうしたなか、政府は平成 16 年度には不良債権問題の終結を目指した金融再生プログラムや、構造改革特別区域法を施行するなど、各分野にわたる構造改革を推進し、デフレ克服を目指しています。

平成 15 年度の日本経済については、年度当

初には足踏み状態が見られましたが、米国をはじめ、世界経済が比較的好調に推移するなか、企業収益の改善が続き、設備投資も増加しており、日本経済は民需中心に緩やかに回復していくものと見込まれています。

(2) 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市の財政も長引く景気低迷と国の減税政策の影響を大きく受け、平成 6 年度から平成 14 年度までの個人市民税の減税影響額は 144 億円にも上っています。恒久的減税を補てんするために発行が認められた減税補てん債の債務残高は、平成 14 年度末で 80 億円を超えています。市税収入は、平成 13 年度決算では法人市民税で臨時的な増収があったため、これまで最高の 405 億円となりましたが、平成 14 年度決算では、個人市民税は、ピークの 189 億円（平成 4 年度）より 48 億円減、法人市民税では、平成 13 年度を除いてピークの

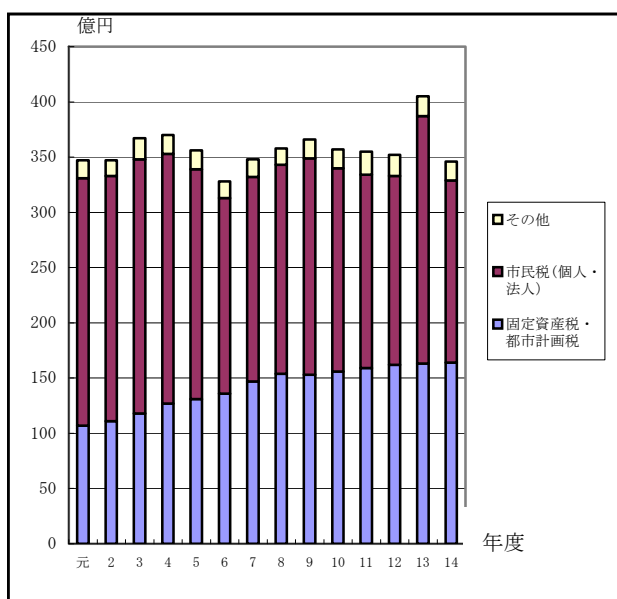


図1 市税収入の推移

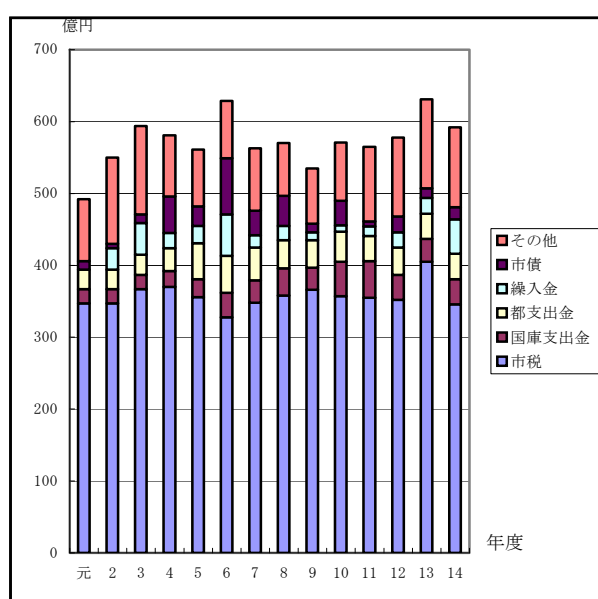


図2 歳入の推移

58 億円（平成元年度）より 34 億円減となっています。図 1 から市税は、ほぼ 350 億円前後で推移しており、今後の景気変動を考慮すると 350 億円をベースラインと考える必要があります。

歳出については、人件費、扶助費、公債費の 3 費目を合わせたいわゆる義務的経費が、平成 14 年度決算で 215 億円となり 10 年間で 20% 近く増加しました。人件費は、職員定数適正化計画による人員削減、給与改定、各種手当の見直し等により一定の効果を上げ減少傾向となっていますが、団塊世代の退職者の増加により平成 15 年度から上昇し、平成 19 年度から 22 年度にかけてピークを迎えます。扶助費は平成 12 年度に介護保険が創設され、一部が特別会計に移行したことにより 12 年度は減少したものの、13 年度にはふたたび増加し、今後も増加傾向は続く見込まれます。公債費については、減税補てん債が今後の増加の要因となっています。物件費も増加傾向にあり 10 年間で 25% 増加しています。また、特別会計への繰出金の増加が続いており、介

護保険事業会計分を除いても平成 14 年度は平成 9 年度の 1.36 倍となっています。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費に物件費と繰出金を加えると平成 14 年では 367 億円となっています。今後増加は避けられませんが、これらの経常的な経費をどの程度圧縮させることができるかは、大きな課題の一つです。

基金については、着実に積立てを行い、また、平成 13 年度には法人市民税の臨時的な収入により学校施設整備基金と吉祥寺まちづくり基金を創設した結果、平成 14 年度末の基金残高は、216 億円となりました。今後、大野田小学校校舎改築事業などへの取崩しを予定していますので、減少傾向が予想されますが、これからの行政需要を勘案すれば、基金の取崩しは慎重に計画する必要があります。

平成 14 年度の市債（借金）は、一般会計 261 億円、土地開発公社 139 億円、下水道事業会計 18 億円で、合計 418 億円となっています。一般会計では、武蔵野三鷹地区保健衛生組合の解散に伴い、その組合債を承継したた

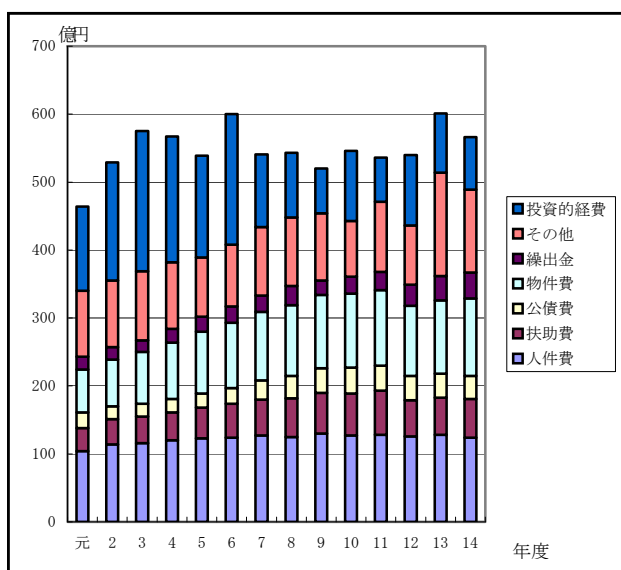


図 3 歳出性質別の推移

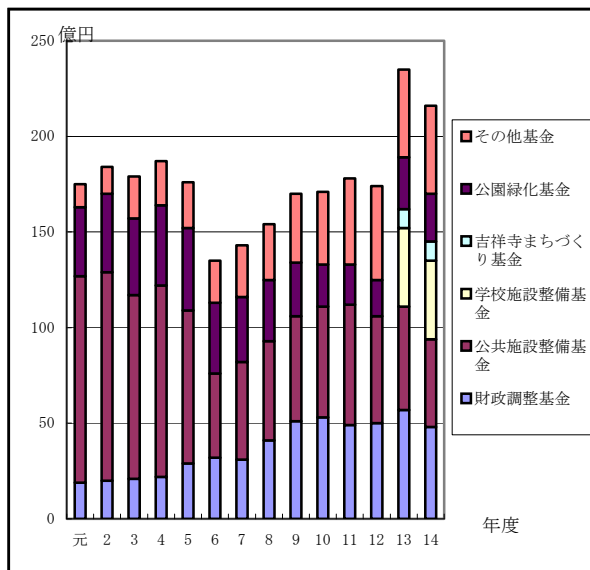


図 4 基金残高の推移

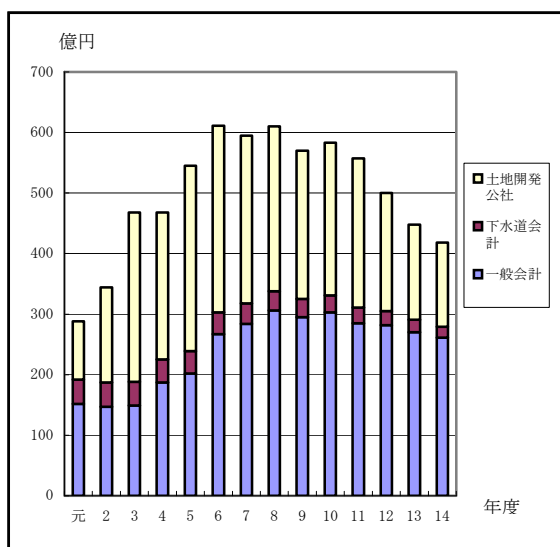


図5 借入金の推移

めに平成 15 年度に増加が見込まれますが、土地開発公社の借入金は、計画的な償還に努めており、減少する見込みです。

財政構造の弾力性を表わす経常収支比率は、平成 10 年度に 85.0%まで増加しましたが、地方特例交付金の創設や利子割交付金の増加などにより減少し、平成 13 年度には法人市民税の臨時的な収入により 71.8%となりました。しかし、平成 14 年度には再び 85.2%と急激に上昇しました。一般的には 70~80%が適正水準とされています。多摩 26 市中、武蔵野市は 3 番目に低いのですが、今後も油断できない状況が続くと予想されます。

また、財政力を判断する理論上の指標とされる財政力指数は平成 15 年度 1.598 (3 か年平均) となり全国で 2 番目に高くなっています。この指数が高いほど財源に余裕があるとされ、1 を超える自治体には地方交付税 (普通交付税) が交付されません。平成 15 年度では 3,190 の市町村のうち不交付団体は 114 団体となっています。

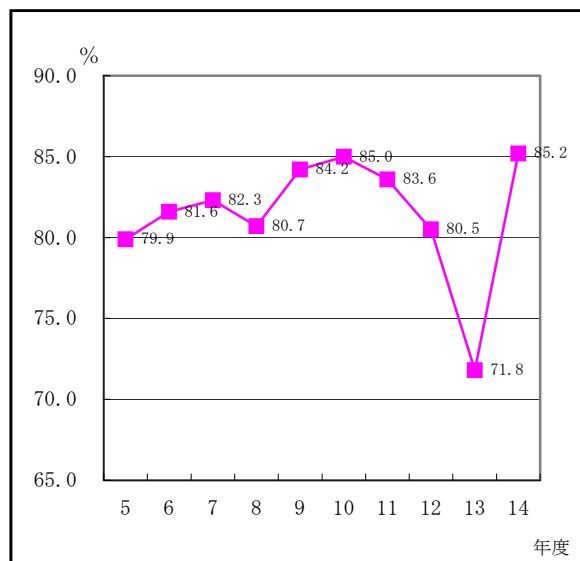


図6 経常収支比率の推移

(減税補てん債を含む)

(3) 武蔵野市の財政見通し

平成 15 年度の実質経済成長率が 2.0%程度、名目成長率は 0.1%程度になると見込まれ、景気は着実に回復しているとされていますが、これは大企業・製造業中心で規模・業種間に格差が見られるとされています。歳入については、このような経済状況から税収増は大きな期待はできないと考えられます。個人市民税では、平成 16 年度税制改正により均等割の引上げや老年者控除の廃止などの増要因もありますが、一方で配当課税と株式譲渡益課税の交付金化で 2 億円程度が減収になると見込まれます。さらに、中期的には今後国内で労働人口が減少していくことにより大幅な増加は見込めないと考える必要があります。固定資産税については、地価の下落傾向は鈍化し下げ止まっている状況なので、微増の傾向にあると予想しています。利子割交付金は、平成 14 年度以降は低金利時代からゼロ金利時代へ移行していく過程の預貯金が満期を迎えるため、激減が見込まれます。

歳出では、J R 中央線連続立体交差事業や農水省食糧倉庫跡地の新公共施設の建設をはじめとした武蔵境駅周辺整備事業、吉祥寺駅南口都市計画事業、防災センター（仮称）建設など多額な経費を要する事業があります。また、小中学校など更新時期を迎え始めた市有施設の改築や維持管理のための改修費用、退職時期を迎える職員の退職手当などは避けられない支出です。

さらに、教育や子育ての充実を図る少子化対策、高齢者・障害者が地域において尊厳を持って生きられるような自立支援促進型福祉の構築、緑化の推進と水・エネルギー・資源など環境に配慮した循環型社会の創設、市民生活の安全のための総合的な施策の構築など、多くの課題があります。

一方、国は国庫補助負担金の削減、交付税制度の見直し、地方への税源移譲を行う三位一体の改革をすすめ、平成 18 年度までに 4 兆円の国庫補助負担金を削減するとしています。平成 16 年度は 1 兆円の国庫補助負担金を削減し、税源移譲までの暫定措置として所得譲与税を創設し一定の方向を示しましたが、今後の改革の行方は不透明です。

また、東京都においても、平成 15 年 10 月に第二次財政再建推進プランを策定し、区市町村に対する補助金の見直しを行うとしています。

このため今後数年間の財政状況は、依然厳しく推移すると考えられます。これまで経営改革の視点から企業会計的手法を取り入れ、平成 10 年度決算から武蔵野市独自のバランス

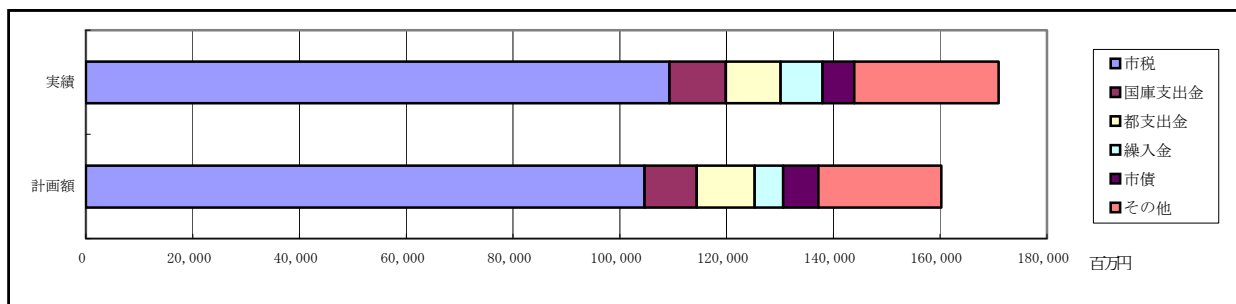


図 7 歳入の実績 (平成 13~15 年度)

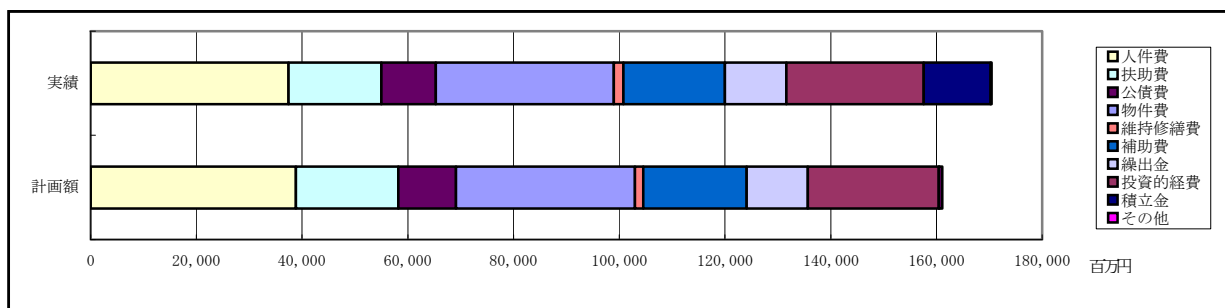


図 8 歳出の実績 (平成 13~15 年度)

※計画額は、平成 13 年~18 年度までの 6 年間のものを按分して 3 年分とした。

※実績は、平成 13、14 年度の決算額と平成 15 年度の決算見込額の合計。

※平成 13 年度及び 15 年度における法人市民税の臨時的収入の還付金に係る経費等は、実績から除いている。

シートを作成してきました。また、事務事業評価も平成 14 年度から試行を始めています。行政運営にあたっては、これらの成果を生かし、サービスの質の向上とコストの削減に努め、スクラップ・アンド・ビルドを強力に推進していきます。

しなければならない後年度負担等についても明らかにしていくものとします。

(4) 財政計画の策定の方法について

財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うための財源的な裏づけを保障するものであり、武蔵野市の長期計画は、財政計画のもとに策定しています。平成 13 年度から平成 15 年度まで 3 年間の計画額と実績の比較は図 7、図 8 のとおりで、実績額が計画額を上回りました。歳入では、平成 13 年度と平成 15 年度に法人市民税で臨時的な収入があったことが大きな要因です。歳出では、歳入が伸びた額を基金に積立していることが分かります。

第四期基本構想・長期計画策定にあたっては、従来の財政計画との整合性を図り策定します。第三期長期計画・第二次調整計画策定後の大きな制度改正は、国の三位一体の改革があります。平成 16 年度の内容は明らかになりましたが、平成 17 年度以降は具体的なものは示されておりません。東京都の第二次財政再建推進プランについても大きな影響を受けると予想しますが、現在は不透明な状況です。こうした制度改正等については、策定段階で確実に予測できる改正についてのみ見込むこととします。基本的には従来の方式である決算額を基礎数値として一定の伸び率を乗じて歳入歳出を算定する方式を採用し、費目により武蔵野市人口推計結果を考慮して策定します。

また、バランスシートから財政計画上考慮

